

平成29年6月定例会

議案説明資料 予算に関する説明書

(平成29年度6月補正予算等関係)

福祉保健部

トータルコストについて

トータルコストは、事業ごとに事業費と人件費を一体としたコストを表します。あくまで、費用対効果を判断するための参考表記ですので、職員定数と厳密には一致していません。

また、人役については、表示単位未満四捨五入で表示しており、結果が0.0人役となるものについては、人件費を0としています。

平成 2 9 年 6 月 定 例 会 議 案 説 明 資 料 目 次

【予算関係】
(一般会計)

福祉保健部

議案番号	件名	課名等	頁
議案第1号	平成29年度鳥取県一般会計補正予算 (第1号)		
	1 補正予算説明資料	(総括表) 福祉保健課 障がい福祉課 子育て応援課 青少年・家庭課 健康政策課 医療指導課	1 2 3 5 11 13 15
	2 歳入歳出事項別明細書		16
	3 節の明細		23
	4 債務負担行為に関する調書	子育て応援課ほか	24

【予算以外】
(議案)

議案番号	件名	課名等	頁
議案第5号	鳥取県民みんなで進める障がい者が暮らしやすい社会づくり条例の設定について	障がい福祉課	25
議案第10号	鳥取県附属機関条例の一部改正について	医療政策課	34
議案第11号	鳥取県知事の権限に属する事務の処理の特例に関する条例の一部改正について	障がい福祉課	36
議案第16号	損害賠償に係る和解及び損害賠償の額の決定について	障がい福祉課	38
議案第17号	損害賠償請求事件に係る和解について	子育て応援課	40

(報告事項)

報告番号	件名	課名等	頁
報告第1号	平成28年度鳥取県一般会計継続費繰越計算書について	福祉相談センター ほか	41
報告第2号	平成28年度鳥取県一般会計繰越明許費繰越計算書について	福祉保健課ほか	42
報告第10号	長期継続契約の締結状況について	皆成学園ほか	44

議案説明資料総括表

福祉保健部(単位:千円)

課名	補正前の額	補正額	計	財源内訳				備考
				国庫支出金	起債	その他	一般財源	
(一般会計)								
福祉保健課	5,953,552	1,124	5,954,676			1,124		
障がい福祉課	7,535,729	62,080	7,597,809	1,000			61,080	
子育て応援課	6,368,297	213,419	6,581,716	11,127	60,000	129,165	13,127	
青少年・家庭課	2,441,176	11,826	2,453,002	5,413			6,413	
健康政策課	1,644,883	8,972	1,653,855	1,237		8	7,727	
医療指導課	13,484,035	637	13,484,672				637	
部計	56,569,032	298,058	56,867,090	18,777	<60,000> 60,000	130,297	88,984	県費負担 148,984

説明

主な事業

- ・(新) あいサポート条例(愛称)施行関連事業
- ・子育てしやすい・介護しやすい企業支援事業
- ・(新) 保育士等キャリアアップ研修実施事業
- ・(新) 課題を抱えた妊婦の支援のための相談体制強化事業

(注) 起債欄の上段〈 〉書きは交付税措置を除いた額である。

備考欄の県費負担は、起債欄の〈 〉書きの金額と一般財源の金額を加算したものである。

平成29年度 一般会計補正予算説明資料

3款 民生費

1項 社会福祉費

福祉保健課（内線：7158）

1目 社会福祉総務費

（単位：千円）

事業名	補正前	補正	計	財源内訳				備考
				国庫支出金	起債	その他	一般財源	
（新）県立福祉人材研修センター基金造成補助事業	0	1,124	1,124			（雑入） 1,124		
トータルコスト	0	1,124	1,124	（補正に係る主な業務内容）				
従事する職員数	0.0人	0.0人	0.0人	申請書の審査、交付決定、補助金の支払い				
工程表の政策目標（指標）	—							

事業内容の説明

1 事業の目的・概要

平成28年度の県立福祉人材研修センターの委託料に係る余剰金については、県に全額返還し、その余剰金から経営努力によらない額（外部への再委託に係る複数年契約導入による請負差額）を控除した額の2/3を公益事業及び施設の管理運営費に活用する基金造成の補助金として、指定管理者である鳥取県社会福祉協議会へ交付する。

※指定管理期間：平成26年4月1日から平成31年3月31日

2 主な事業内容

(1) 補助金の名称

鳥取県立福祉人材研修センター基金造成事業補助金

(2) 交付先

社会福祉法人鳥取県社会福祉協議会（県立福祉人材研修センターの指名指定管理者）

(3) 補助内容

以下の事業に充当する基金造成に対して補助金を交付

ア 鳥取県社会福祉協議会が定款に定める公益事業

- 社会福祉を目的とする事業の企画及び実施
- 社会福祉を目的とする事業を経営する者への支援及び調査研究
- 高齢者の生きがい対策事業の充実

イ 県立福祉人材研修センターの管理運営

- 情報提供機能の充実および県立福祉人材研修センター利用促進
- 施設環境の整備
- 災害時必要物品の整備
- 職員接遇研修の実施

(4) 所要経費

（単位：千円）

区分	金額	摘要
平成28年度委託料支払額 （協定書の額）	37,557	既支払額（A）
平成28年度委託料実績額	35,009	（B）
平成28年度委託料余剰額	2,548	（C=A-B）
経営努力によらない額	862	（D）
補助額	1,124	（C-D）×2/3

平成29年度一般会計補正予算説明資料

3款 民生費

1項 社会福祉費

障がい福祉課 (内線: 7856)

12目 障がい者自立支援事業費

(単位: 千円)

事業名	補正前	補正	計	財源内訳				備考
				国庫支出金	起債	その他	一般財源	
(新)【中核市】鳥取市障害者手帳等発行事務システム導入に係る県負担金	0	23,687	23,687				23,687	
トータルコスト	0	23,687	23,687	(補正に係る主な業務内容)				
従事する職員数	0.0人	0.0人	0.0人	鳥取市への負担金の支払い等				
工程表の政策目標(指標)	-							
事業内容の説明								
<p>1 事業の目的・概要</p> <p>鳥取市の中核市移行に伴い、鳥取市が整備を予定している障害者手帳等発行事務システムに係る経費のうち、法令上は中核市業務となっておらず、鳥取市への委託により事務の移譲を予定している部分(関連移譲事務)のシステム整備費用について経費を負担するものである。</p>								
<p>2 主な事業内容</p> <p>負担金 23,687千円 (鳥取市が整備するシステムのうち関連移譲事務部分)</p>								

平成29年度一般会計補正予算説明資料

3 款 民生費

1 項 社会福祉費

12 目 障がい自立支援事業費

障がい福祉課 (内線: 7675)

(単位: 千円)

事業名	補正前	補正	計	財 源 内 訳				備考
				国庫支出金	起債	その他	一般財源	
(新) あいサポート 条例 (愛称) 施行関 連事業	0	38,393	38,393	1,000			37,393	
トータルコスト	0	38,393	38,393	(補正に係る主な業務内容)				
従事する職員数	0.0人	0.0人	0.0人	制度周知、委託契約締結及び補助金交付業務				
工程表の政策目標(指標)	-							

事業内容の説明

1 事業の目的・概要

これまで取り組んできたあいサポート運動や手話の普及等の取組を更に発展させるとともに、新たな課題の解決に向けて取り組むことで、障がい者がその人格と個性を尊重され、障がいの特性に応じた必要な配慮や支援を受けながら、地域の中で自分らしく安心して生活できる社会の実現を目指すものである。

<条例の概要>

(1) 障がい者への理解の促進

あいサポート運動を展開するとともに、障がい者に対する理解が促進されるよう啓発に取り組む。

(2) 障がいを理由とする差別の解消

必要な啓発活動を行うとともに、相談者への支援を行うための窓口を設置する。

(3) 情報アクセシビリティの保障及びコミュニケーション手段の充実

意思疎通に当たっては、障がいの特性に応じた適切なコミュニケーション手段を用いる。生活などに関する相談体制を整備する。

(4) 災害時における障がい者の支援

支え愛マップをはじめ平時から支援の地域づくりに取り組むとともに、災害時には障がいの特性に応じた対応に努める。

(5) 障がい者の自立及び社会参加の推進

福祉サービスの充実、虐待防止の促進、教育環境の整備、就労の促進、芸術文化及びスポーツの推進等に取り組む。

2 主な事業内容

(単位: 千円)

区 分	事業名及び取組内容	予算額
条例の普及	【新規】 条例制定記念フォーラム (講演、パネルディスカッション) 【新規】 条例紹介用パンフレット等の作成	9,220
障がい者への理解促進	【新規】 障がい理解を促進するための公開講座 【新規】 「ヘルプマーク」の活用、普及 ⇒支援等を必要とする障がい者が身に付ける表示を普及	4,103
差別解消に向けた相談体制	【新規】 障がい者差別解消相談支援センターの設置 (障がい者差別に係る専門相談員の設置) 【新規】 障がい者差別解消に向けた啓発・企業研修等のため、専門知識を有する支援員を設置 【新規】 店舗営業など民間事業者が実施する合理的配慮を行うための取組に補助 <例>レストランメニューの点字化、音声読み上げ機器・折りたたみ式スロープ・筆談ボードの購入等	2,315
平時及び災害時に共通した情報アクセシビリティ及びコミュニケーションの保障	【新規】 視覚障がい者センターを設置し、相談体制等を強化 ⇒県ライトハウス点字図書館に相談支援専門職員を配置するとともに、東中部地区にも相談窓口を設置 【新規】 障がい者が避難所で必要とする備品等について広域的な観点で備蓄し、災害時に被災地に集中的に投入・活用できる体制整備を図る 【拡充】 手話通訳者の頸肩腕症候群検診費や手話検定の受験料の一部を助成する	19,755
障がい者の自立及び社会参加の推進	【新規】 外出する機会の少ない障がい者に対し、地域住民と交流できるサロンの設置などの取組を支援する 【拡充】 在宅障がい者の福祉の増進を目的にレクリエーションの開催などを行う県内の団体に対して助成する制度を拡充	3,000
合 計		38,393

3 他部局の関連事業

- 危機管理局【拡充】 モデル地区での支え愛マップ作成や福祉避難所への備品充実など 8,378千円
- 生活環境部【拡充】 障がい者が公共的施設を利用しやすいようバリアフリー化を促進 2,813千円
- 教育委員会【新規】 障がいの特性を理解した適切な指導支援を行うため、小学校教員向け教材を配備 2,196千円

平成29年度一般会計補正予算説明資料

2款 総務費

1項 総務管理費

子育て応援課(内線:7570)

8目 私立学校振興費

(単位:千円)

事業名	補正前	補正	計	財 源 内 訳				備考
				国庫支出金	起債	その他	一般財源	
私立幼稚園施設整備費補助金	11,879	60,907	72,786		<60,000> 60,000		907	県費負担 60,907
トータルコスト	12,674	60,907	73,581	(補正に係る主な業務内容)				
従事する職員数	0.1人	0.0人	0.1人	補助金の申請・交付、連絡調整等				
工程表の政策目標(指標)	-							
事業内容の説明								
1 事業の目的・概要								
<p>安全な環境の中での教育の確保を図るため、私立幼稚園の施設整備事業(大規模修繕、耐震改修改築等)に対して支援を行っているが、このたび、追加で改築に係る整備要望(1園)があったことに伴い増額補正を行うものである。</p>								
2 主な事業内容 (単位:千円)								
事業名	事業内容			当初 予算額	補正額	計		
私立高等学校等大規模修繕等促進事業補助金	老朽化等した幼稚園施設の修繕等に対して助成を行う。 補助率:(修繕)1/3 (耐震改修)1/3			7,469	-	7,469		
私立高等学校等改築事業補助金	老朽化により改築が必要となった幼稚園施設の改築に対して助成を行う。なお、今回の助成から、私立高等学校等の単価見直しに合わせ、国土交通省の新営予算単価をもとに単価設定を行う。 補助率:1/3 【補助単価の見直し】 (R造)現行:181,200円→新単価:261,000円 (S造)現行:159,800円→新単価:231,000円			-	60,907	60,907		
私立学校振興資金利子補助金	施設整備事業に充てるため、金融機関等から借り入れた資金に係る利子負担に対して助成を行う。 補助額:年率又は1%のどちらか低い額			4,410	-	4,410		
合計				11,879	60,907	72,786		

(注) 起債欄の上段〈〉書きは交付税措置を除いた額である。

備考欄の県費負担は、起債欄の〈〉書きの金額と一般財源の金額を加算したものである。

平成29年度一般会計補正予算説明資料

3款 民生費
2項 児童福祉費

子育て応援課（内線：7868）

1目 児童福祉総務費

（単位：千円）

事業名	補正前	補正	計	財源内訳				備考
				国庫支出金	起債	その他	一般財源	
子育てしやすい・介護しやすい企業支援事業	4,315	3,000	7,315				3,000	
トータルコスト	5,905	3,000	8,905	（補正に係る主な業務内容）				
従事する職員数	0.2人	0.0人	0.2人	奨励金の支給事務、関係機関との連絡調整等				
工程表の政策目標（指標）	—							

事業内容の説明

1 事業の目的・概要

核家族化が進んだ今日では、子育てと同様に親の介護も家庭における重要な課題であるが、男性が家庭の理由で休暇を取得しづらい風潮から、子育てや介護の負担が女性に偏っている現状にあり、男性も等しく役割を担う環境づくりを進めて行く必要がある。

また、親の介護を必要とする世代である上司や先輩従業員が介護等で休暇等を取得する環境ができれば、若手従業員が育児休業を取得しやすい職場づくりが進むことも期待でき、さらには、近年の晩産化の進行に伴い、ダブルケア（子育てと親等の介護を同時に行う状況）の問題も生じつつある女性の負担が軽減されれば、希望する数の子どもを持てる社会の実現も期待できる。

よって、男性の子育てしやすい企業支援奨励金に介護休業等の取得支援を対象に加え、誰もが直面する育児や介護といった事象による休暇等を取得しやすい機運を醸成し、ひいては働き方改革や女性活躍の推進に寄与する。

2 主な事業内容

（単位：千円）

区分	支援対象	内容	奨励金額	予算額
[拡充] ①介護休暇	介護	介護休暇を有給で2日以上取得させた事業主に支給	100	
[拡充] ②介護休業	介護	労働者が連続で5日以上介護休業を取得し、原職等に復職させた事業主に支給する。 ※介護休業取得者に一時金等の経済的支援がある場合、100千円加算	100	2,600 （補正）
[拡充] ③短時間勤務	介護 子育て	労働者が子育てや介護の支援のため、短時間勤務を6カ月以上取得させた事業主に支給する。	100	400 （補正）
④育児参加休暇 （特別休暇） ※出産休暇も可	子育て	配偶者の産前・産後休業期間に、労働者に子の養育のために、就業規則で定める特別休暇（有給）を2日以上取得させた事業主に支給する。 休暇単位：1日又は1時間単位	100	
⑤育児休業	子育て	労働者が連続5日以上育児休業を取得し、原職等に復職させた事業主に支給する。 ※育児休業取得者に一時金等の経済的支援がある場合、100千円加算	100	3,500 （当初）
⑥その他	子育て	事務費、父子手帳のアプリ保守管理費		815 （当初）
合計				7,315

《参考》イクボス・ファミボス推進事業（女性活躍推進課）に係るイクボス・ファミボスの普及

1 【補正】イクボス・ファミボスのPR（1,000千円）

イクボス・ファミボスの理念を伝え、職場風土づくりや実践のための支援制度（育児・介護休業、アドバイザー派遣等）をわかりやすくまとめたリーフレット等を作成し、キャリアアップの機会も活用しながら県内企業へ広く普及拡大。

2 【補正】ファミボス普及推進委員会（仮称）（400千円）

経済団体・労働団体等で構成するファミボス普及推進委員会（仮称）を設置。専門家を招いた意見交換会などを実施しイクボス・ファミボスを強力に推進する。

平成29年度一般会計補正予算説明資料

3款 民生費

2項 児童福祉費

子育て応援課 (内線: 7570)

1目 児童福祉総務費

(単位: 千円)

事業名	補正前	補正	計	財源内訳				備考
				国庫支出金	起債	その他	一般財源	
保育所等整備事業	173,646	52,809	226,455	0	0	(基金繰入金) 52,809	0	
トータルコスト	174,441	52,809	227,250	(補正に係る主な業務内容)				
従事する職員数	0.1人	0.0人	0.1人	補助金の申請・交付、連絡調整等				
工程表の政策目標(指標)	-							

事業内容の説明 【「鳥取県安心子ども基金」充当事業】

1 事業の目的・概要

保育及び子育て環境の充実を図るため、鳥取県安心子ども基金を財源として、保育所等の施設整備や修繕等を実施する事業者に補助を行う市町村に対して助成する。

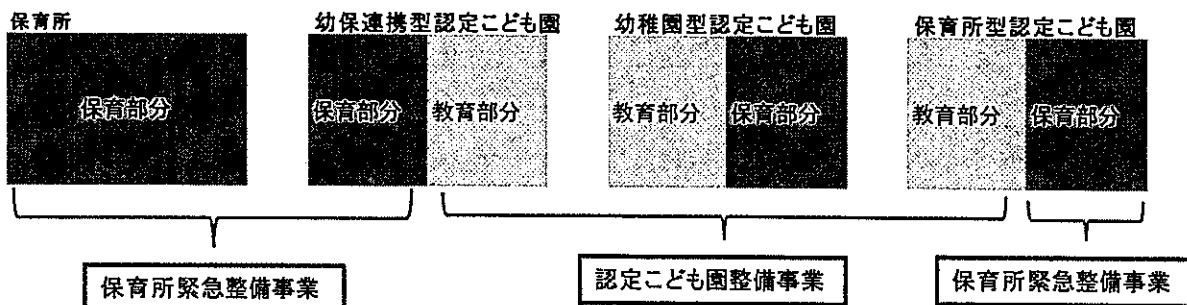
2 主な事業内容

【対象事業】

実施主体	補助対象(事業期間)	事業名	補助率	補助額(千円)
米子市	みずほ幼稚園(幼稚園型認定子ども園) 認定子ども園移行に伴う保育所機能増設等 (H29.10~H30.3(予定))	認定子ども園整備事業	1/2	45,509
米子市	認定子ども園ベアーズ(幼保連携型認定子ども園) 老朽化に伴う修繕 (H29.7~H29.9(予定))	保育所緊急整備事業 認定子ども園整備事業	1/2	7,300

【事業概要】

事業名	保育所緊急整備事業	認定子ども園整備事業
整備対象	<ul style="list-style-type: none"> 保育所 幼保連携型認定子ども園において児童福祉施設としての保育を実施する部分 保育所型認定子ども園において保育を実施する部分 	<ul style="list-style-type: none"> 幼保連携型認定子ども園において学校としての教育を実施する部分 保育所型認定子ども園の幼稚園機能部分 幼稚園型認定子ども園
実施主体	市町村	
負担割合	基金(県) 1/2、市町村 1/4、事業者 1/4	



平成29年度一般会計補正予算説明資料

3款 民生費

2項 児童福祉費

子育て応援課（内線：7150）

1目 児童福祉総務費

（単位：千円）

事業名	補正前	補正	計	財 源 内 訳				備考
				国庫支出金	起債	その他	一般財源	
鳥取県保育士等修学資金貸付事業	〔債務負担行為〕 0 39,480	〔債務負担行為〕 720 0	〔債務負担行為〕 720 39,480				〔債務負担行為〕 720 0	
トータルコスト	41,070	0	41,070	(補正に係る主な業務内容)				
従事する職員数	0.2人	0.0人	0.2人	奨学金の貸付業務				
工程表の政策目標(指標)	-							

事業内容の説明

1 事業の目的・概要

保育専門学院が果たしてきた保育士養成の役割を鳥取短期大学（以下、「鳥短」という。）に引き継ぐにあたり創設した修学資金の貸付に係る経費である。

2 主な事業内容

例年、鳥短に入学する者を対象に入学の前年度（6月～8月上旬）を申請期間として募集を行っているところであるが、平成28年度より、募集期間以降の進路変更や入学後の家計急変等の事由によって、貸付要件を満たすこととなった者も対象としており、これら貸付要件を満たした者（現1年生に限る。）について、追加の債務負担行為を行う。

【債務負担行為】

3名分の奨学金（1年間）に係る債務負担行為額を補正する。

補正額：720千円

（単位：千円）

平成29年度入学生 2年生分 (平成30年度)	執行予定分 (既貸付決定者) (A)	追加分 (B)	債務負担行為 必要額 (C)=(A+B)	債務負担行為 設定済額 (D)	債務負担行為 追加予算額 (E)=(C-D)
奨学金1(720千円)	6,480	1,440	7,920	8,640	△720
奨学金2(360千円)	8,640	1,800	10,440	9,000	1,440
合計	15,120 (33名)	3,240 (7名)	18,360 (40名)	17,640 (37名)	720 (3名)

(参考：平成29年度所要額)

(単位：千円)

入学時期	奨学金区分	現計予算額(a)	執行見込額(b)	(a)-(b)
平成28年度入学生 (2年生)	奨学金1(720千円)	7,200	5,760	1,440
	奨学金2(360千円)	9,720	9,000	720
	計	16,920	14,760	2,160
平成29年度入学生 (1年生)	奨学金1(720千円)	7,200	7,920	△720
	奨学金2(360千円)	9,360	10,440	△1,080
	計	16,560	18,360	△1,800
合計		33,480	33,120	360

※執行見込み額は申請のあった者(7名)を加算

今回申請のあった者の今年度分の貸付については、現計予算内で執行可能

3 これまでの取組状況、改善点

平成26年度入学生より、制度を創設し、延べ126名分の貸付を行っている。

(H26入学生 31名、H27入学生 31名、H28入学生 31名、H29入学生 33名)

平成29年度一般会計補正予算説明資料

3款 民生費

2項 児童福祉費

子育て応援課 (内線: 7150)

1目 児童福祉総務費

(単位: 千円)

事業名	補正前	補正	計	財 源 内 訳				備考
				国庫支出金	起債	その他	一般財源	
(新) 小規模保育整備等事業	0	76,349	76,349			(基金繰入金) 76,349		
トータルコスト	0	77,144	77,144	(補正に係る主な業務内容)				
従事する職員数	0.0人	0.1人	0.1人	関係機関との連絡・調整、補助金事務				
工程表の政策目標(指標)	-							

【「鳥取県安心こども基金」充当事業】

1 事業の目的・概要

子ども・子育て支援法における小規模保育事業を新たに実施する場合に、整備、改修等の費用及び当該改修期間中の賃借料の助成を行う。

2 主な事業内容

(1) 小規模保育整備事業

実施主体	境港市 (待機児童解消加速化プランに参加)
負担割合	基金(県) 2/3、市 1/12、事業者 1/4
補助対象	新設による小規模保育事業 (境港市 1カ所、平成30年4月開設予定)
基準額	本体工事費: 1事業所当たり 107,800千円 その他加算あり
予算額	補助金 37,133千円 <積算内訳> 新築工事費 55,700千円 × 2/3 = 37,133千円 (千円未満切り捨て)

(2) 小規模保育設置促進事業

実施主体	鳥取市、米子市、境港市 (待機児童解消加速化プランに参加)
負担割合	基金(県) 2/3、市 1/12、事業者 1/4
補助対象	賃貸物件等による小規模保育事業 (鳥取市、米子市及び境港市に1カ所ずつ、平成29年11月~12月開設予定)
基準額	契約家賃: 1事業所当たり 41,000千円 改修費等: 1事業所当たり 22,000千円
予算額	補助金 39,216千円 <積算内訳> ○鳥取市 (小規模保育A型) 23,210千円 (家賃1,210千円, 改修費22,000千円) × 2/3 = 15,473千円 (千円未満切り捨て) ○米子市 (小規模保育A型) 12,654千円 (家賃583千円, 改修費12,071千円) × 2/3 = 8,436千円 (千円未満切り捨て) ○境港市 (小規模保育A型) 22,961千円 (家賃961千円, 改修費22,000千円) × 2/3 = 15,307千円 (千円未満切り捨て)

3 これまでの取組状況、改善点

平成29年5月1日現在、県内において23カ所の小規模保育施設が市町村の認可を受けて開設されており、そのうち鳥取市6件、米子市6件、日吉津村2件については、本事業により整備を行ったものである。

平成29年度一般会計補正予算説明資料

3款 民生費

2項 児童福祉費

子育て応援課（内線：7150）

1目 児童福祉総務費

（単位：千円）

事業名	補正前	補正	計	財源内訳				備考
				国庫支出金	起債	その他	一般財源	
(新)保育士等キャリアアップ研修実施事業	0	20,354	20,354	11,127		7	9,220	
トータルコスト	0	21,944	21,944	(補正に係る主な業務内容)				
従事する職員数	0.0人	0.2人	0.2人	契約、研修計画の立案				
工程表の政策目標(指標)	-							

事業内容の説明

1 事業の目的・概要

平成29年度より新たに創設された技能・経験を積んだ職員（副主任保育士、職務分野別リーダー等）に対する処遇改善について、職務内容に応じた専門性の向上を図る研修受講が平成30年度以降の適用要件の一つとされていることを踏まえ、保育現場において多様な課題への対応や若手の指導等を行うリーダー的な役割を担う職員に対する研修を実施する。

【新たな処遇改善に係る要件】

役職	処遇改善の内容	主な要件
副主任保育士、 専門リーダー等	月額4万円 (保育士等全体の概ね1/3)	保育施設等における経験年数が概ね7年以上 当該役職の発令や職務命令を受けていること 研修8分野のうち4分野以上の研修を受講していること※
職務分野別 リーダー等	月額5千円 (保育士等全体の概ね1/5)	保育施設等における経験年数が概ね3年以上 当該役職の発令や職務命令を受けていること 担当する職務分野（研修8分野の①～⑥）に係る研修を受講していること※

※要件の具体的内容は、平成29年度の研修受講状況等を踏まえて今後決定される予定

(研修8分野…①乳児保育、②幼児教育、③障がい児保育、④食育・アレルギー、⑤保健衛生・安全対策、⑥保護者支援・子育て支援、⑦マネジメント、⑧保育実践)

2 主な事業内容

(1) 研修開催業務委託料 (18,438千円)

研修8分野に係る研修開催業務を委託する。

(概要)

○研修時間：1分野15時間以上

○研修分野：8分野

○根拠規定：保育士等キャリアアップ研修ガイドライン（H29厚生労働省通知）

(2) 非常勤職員人件費 (1,916千円)

当該研修に係る研修修了証の交付や修了者名簿の作成などの事務、処遇改善等加算（※）の申請等に係る審査事務等を担当する職員を雇用する。

※保育施設等職員の賃金改善を行う場合に加算。（公定価格への上乗せ）

3 これまでの取組状況、改善点

- ・保育士等の処遇改善については、国に対し継続して要望をしてきた結果、新たな処遇改善の仕組みが設けられたが、これらが円滑に行われるよう、将来的に要件化が見込まれる研修受講について早期に受講体制を構築する必要がある。
- ・保育所等に求められる役割が多様化、複雑化する中で、日々の保育士としての業務に加え、職責に応じた研修体制を構築し自らの専門性を高め、併せて給与面等での処遇改善が図られる取組を進めることにより、保育士の意欲向上や離職防止等に繋げていく。

平成29年度一般会計補正予算説明資料

3款 民生費

2項 児童福祉費

青少年・家庭課 (内線: 7149)

1目 児童福祉総務費

(単位: 千円)

事業名	補正前	補正	計	財源内訳				備考												
				国庫支出金	起債	その他	一般財源													
(新) 課題を抱えた妊婦の支援のための相談体制強化事業	0	1,000	1,000				1,000													
トータルコスト	0	1,795	1,795	(補正に係る主な業務内容)																
従事する職員数	0.0人	0.1人	0.1人	検討会の開催事務、広報・啓発事務、研修会開催事務等																
工程表の政策目標 (指標)	児童虐待の発生予防、早期発見・早期対応の推進																			
事業内容の説明																				
<p>1 事業の目的・概要</p> <p>県内で発生した乳児の児童虐待死亡事案を受けて、再発防止策の一環として、課題を抱えた妊娠等に関する相談支援体制の検討と県民向けの広報啓発予算の拡充等を行い、児童虐待の発生防止や早期発見・早期対応を図る。</p>																				
<p>2 主な事業内容 (単位: 千円)</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>区分</th> <th>事業内容</th> <th>予算額</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>課題を抱えた妊娠等に関する相談支援体制等の検討会の開催</td> <td>課題を抱えた妊娠等をした場合の相談窓口や支援体制の充実に関する検討を行う。 ・検討メンバーは、市町村母子保健部局関係者、医療機関関係者など。 ・検討回数は、全5回を予定。 ・当該検討会は、県附属機関として設置予定 (告示設置)</td> <td>331</td> </tr> <tr> <td>相談窓口と支援内容の啓発</td> <td>相談窓口や支援内容をわかりやすく記載したカード、里親制度や特別養子縁組制度に関するパンフレットを作成し、薬局や医療機関等に配布し、啓発を図る。(配布部数は、計8,000部) ※インターネットのホームページの充実については、既定予算で別途対応。</td> <td>520</td> </tr> <tr> <td>相談従事者向けの研修会の開催</td> <td>相談従事者を対象とした研修会を開催し、課題を抱えた妊娠等に関する相談を受理した際の留意点等の周知を図る。 【対象者】福祉機関、医療機関、教育機関などの各相談従事者 【テーマ】課題を抱えた妊娠等に関する相談の対応について ※市町村母子保健担当の保健師等を対象とした児童虐待未然防止研修会は、既定予算で別途対応。</td> <td>149</td> </tr> </tbody> </table>									区分	事業内容	予算額	課題を抱えた妊娠等に関する相談支援体制等の検討会の開催	課題を抱えた妊娠等をした場合の相談窓口や支援体制の充実に関する検討を行う。 ・検討メンバーは、市町村母子保健部局関係者、医療機関関係者など。 ・検討回数は、全5回を予定。 ・当該検討会は、県附属機関として設置予定 (告示設置)	331	相談窓口と支援内容の啓発	相談窓口や支援内容をわかりやすく記載したカード、里親制度や特別養子縁組制度に関するパンフレットを作成し、薬局や医療機関等に配布し、啓発を図る。(配布部数は、計8,000部) ※インターネットのホームページの充実については、既定予算で別途対応。	520	相談従事者向けの研修会の開催	相談従事者を対象とした研修会を開催し、課題を抱えた妊娠等に関する相談を受理した際の留意点等の周知を図る。 【対象者】福祉機関、医療機関、教育機関などの各相談従事者 【テーマ】課題を抱えた妊娠等に関する相談の対応について ※市町村母子保健担当の保健師等を対象とした児童虐待未然防止研修会は、既定予算で別途対応。	149
区分	事業内容	予算額																		
課題を抱えた妊娠等に関する相談支援体制等の検討会の開催	課題を抱えた妊娠等をした場合の相談窓口や支援体制の充実に関する検討を行う。 ・検討メンバーは、市町村母子保健部局関係者、医療機関関係者など。 ・検討回数は、全5回を予定。 ・当該検討会は、県附属機関として設置予定 (告示設置)	331																		
相談窓口と支援内容の啓発	相談窓口や支援内容をわかりやすく記載したカード、里親制度や特別養子縁組制度に関するパンフレットを作成し、薬局や医療機関等に配布し、啓発を図る。(配布部数は、計8,000部) ※インターネットのホームページの充実については、既定予算で別途対応。	520																		
相談従事者向けの研修会の開催	相談従事者を対象とした研修会を開催し、課題を抱えた妊娠等に関する相談を受理した際の留意点等の周知を図る。 【対象者】福祉機関、医療機関、教育機関などの各相談従事者 【テーマ】課題を抱えた妊娠等に関する相談の対応について ※市町村母子保健担当の保健師等を対象とした児童虐待未然防止研修会は、既定予算で別途対応。	149																		
<p>3 これまでの取組状況、改善点</p> <p>各関係機関との連絡会の開催や児童相談所職員等のスキルアップ研修等を通じて、児童虐待の発生防止や早期発見・早期対応を推進しているところである。</p> <p>この度の児童虐待死亡事案を受けて、県では、相談窓口等の啓発を充実させることはもとより、周囲に相談しづらい悩みを抱えている方が、匿名性を確保しながら、相談窓口に確実に繋がる仕組みを検討することで、総合的な再発防止に取り組む。</p>																				

平成29年度一般会計補正予算説明資料

3款 民生費

2項 児童福祉費

青少年・家庭課 (内線: 7149)

1目 児童福祉総務費

(単位: 千円)

事業名	補正前	補正	計	財源内訳				備考												
				国庫支出金	起債	その他	一般財源													
(新) 社会的養護等自立支援事業	0	10,826	10,826	5,413			5,413													
トータルコスト	0	11,621	11,621	(補正に係る主な業務内容) 補助金交付事務																
従事する職員数	0.0人	0.1人	0.1人																	
工程表の政策目標(指標)	児童虐待の防止と要保護児童の支援を図る。																			
事業内容の説明																				
<p>1 事業の目的・概要</p> <p>大学等に就学中であって、20歳に達した日から原則22歳の年度末までの間にある者(20歳に達する日の前日に自立援助ホームに入所中の者に限る。)に対し、自立援助ホームにおける生活を継続して支援する。</p> <p>また、里親等への委託や、児童養護施設等への施設入所措置を受けていた者で18歳(措置延長の場合は20歳)到達により措置解除された者のうち、自立のための支援を継続して行うことが適当な場合について、原則22歳の年度末まで、個々の状況に応じて引き続き必要な支援を実施する。</p>																				
<p>2 主な事業内容</p> <p>(1) 就業者自立生活援助事業</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>区分</th> <th>内容</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>実施主体</td> <td>自立援助ホーム</td> </tr> <tr> <td>事業内容</td> <td>支援の実施に要する費用(特別育成費、就職支度費、大学進学等自立生活支度費)を助成する。</td> </tr> <tr> <td>補助率</td> <td>10/10</td> </tr> <tr> <td>負担割合</td> <td>国1/2、県1/2</td> </tr> <tr> <td>補正額</td> <td>120千円</td> </tr> </tbody> </table>									区分	内容	実施主体	自立援助ホーム	事業内容	支援の実施に要する費用(特別育成費、就職支度費、大学進学等自立生活支度費)を助成する。	補助率	10/10	負担割合	国1/2、県1/2	補正額	120千円
区分	内容																			
実施主体	自立援助ホーム																			
事業内容	支援の実施に要する費用(特別育成費、就職支度費、大学進学等自立生活支度費)を助成する。																			
補助率	10/10																			
負担割合	国1/2、県1/2																			
補正額	120千円																			
<p>(2) 施設入所者等に対する措置解除後継続居住支援事業</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>区分</th> <th>内容</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>実施主体</td> <td>児童養護施設、児童心理治療施設、児童自立支援施設、自立援助ホーム、ファミリーホーム、里親</td> </tr> <tr> <td>事業内容</td> <td>継続居住に要する居住費、生活費を助成する。</td> </tr> <tr> <td>補助率</td> <td>10/10</td> </tr> <tr> <td>負担割合</td> <td>国1/2、県1/2</td> </tr> <tr> <td>補正額</td> <td>居住に要する費用 9,388千円、生活費 1,318千円</td> </tr> </tbody> </table>									区分	内容	実施主体	児童養護施設、児童心理治療施設、児童自立支援施設、自立援助ホーム、ファミリーホーム、里親	事業内容	継続居住に要する居住費、生活費を助成する。	補助率	10/10	負担割合	国1/2、県1/2	補正額	居住に要する費用 9,388千円、生活費 1,318千円
区分	内容																			
実施主体	児童養護施設、児童心理治療施設、児童自立支援施設、自立援助ホーム、ファミリーホーム、里親																			
事業内容	継続居住に要する居住費、生活費を助成する。																			
補助率	10/10																			
負担割合	国1/2、県1/2																			
補正額	居住に要する費用 9,388千円、生活費 1,318千円																			

平成29年度一般会計補正予算説明資料

4款 衛生費

1項 公衆衛生費

健康政策課（内線：7194）

7目 難病対策費

（単位：千円）

事業名	補正前	補正	計	財源内訳				備考
				国庫支出金	起債	その他	一般財源	
難病等医療費助成事業	791,950	2,482	794,432	1,237		(雑入) 8	1,237	
トータルコスト	818,178	2,482	820,660	(補正に係る主な業務)				
従事する職員数	3.3人	0.0人	3.3人	難病患者にかかるデータ収集 等				
工程表の政策目標(指標)	-							
事業内容の説明								
1 事業の目的・概要								
<p>「難病の患者に対する医療等に関する法律（平成26年法律第50号）」に基づき定めた「難病の患者に対する医療等の総合的な推進を図るための基本的な方針（平成27年厚生労働省告示第375号）」において、国が指定難病患者データベースを構築し、都道府県が保有する希少難病の臨床情報等の治療に係るデータを集約することで、治療研究に役立てることとした。</p> <p>国のデータベースが平成29年度中に運用を開始するにあたり、県が保有する難病に係る臨床情報を早急に国に情報提供することで、治療方法の早期確立を目指すため、臨時的任用職員を増員するものである。</p>								
2 主な事業内容								
(1) 臨時的任用職員の配置								
配置職員	東部2人（計5月）、中部1人（計3月）、西部2人（計5月）							
主な業務内容	<p>1 臨床個人調査票（診断書）の情報整理</p> <p>2 臨床個人調査表（診断書）の複写</p> <p>3 複写した臨床個人調査表（診断書）を国（疾病登録センター）に情報提供</p>							
(2) 補正予算額								
補助金 2,482千円（国庫1/2）								
事業名	補正前	補正	計	財源内訳				備考
				国庫支出金	起債	その他	一般財源	
(新)【中核市】鳥取市衛生総合情報システムの導入に係る県負担金 (難病等医療費助成事業)	0	4,352	4,352				4,352	
トータルコスト	0	4,352	4,352	(補正に係る主な業務)				
従事する職員数	0.0人	0.0人	0.0人	鳥取市への負担金の支払い 等				
工程表の政策目標(指標)	-							
事業内容の説明								
1 事業の目的・概要								
<p>鳥取市の中核市移行に伴い、鳥取市が整備を予定している鳥取市衛生総合情報システムに係る経費のうち、法令上は中核市業務となっておらず、鳥取市への委託により事務の移譲を予定している部分（関連移譲事務）のシステム整備費用について経費を負担するものである。</p>								
2 主な事業内容								
負担金 4,352千円								
(鳥取市が整備するシステムのうち関連移譲事務部分)								

平成29年度一般会計補正予算説明資料

4款 衛生費

1項 公衆衛生費

健康政策課（内線：7769）

9目 生活習慣病予防対策費

（単位：千円）

事業名	補正前	補正	計	財源内訳				備考
				国庫支出金	起債	その他	一般財源	
（新）【中核市】鳥取市衛生総合情報システムの導入に係る県負担金 （肝炎医療費等助成事務）	0	2,138	2,138				2,138	
トータルコスト	0	2,138	2,138	（補正に係る主な業務）				
従事する職員数	0.0人	0.0人	0.0人	鳥取市への負担金の支払い 等				
工程表の政策目標（指標）	—							
<p>事業内容の説明</p> <p>1 事業の目的・概要</p> <p>鳥取市の中核市移行に伴い、鳥取市が整備を予定している鳥取市衛生総合情報システムに係る経費のうち、法令上は中核市業務となっておらず、鳥取市への委託により事務の移譲を予定している部分（関連移譲事務）のシステム整備費用について経費を負担するものである。</p> <p>2 主な事業内容</p> <p>負担金 2,138千円 （鳥取市が整備するシステムのうち関連移譲事務部分）</p>								

平成29年度一般会計補正予算説明資料

4款 衛生費

4項 医薬費

4目 薬務費

医療指導課（内線：7226）

（単位：千円）

事業名	補正前	補正	計	財源内訳				備考
				国庫支出金	起債	その他	一般財源	
(新) 【中核市】鳥取市衛生総合情報システムの導入に係る県負担金（再生医療等製品販売業許可事務）	0	637	637				637	
トータルコスト	0	637	637	(補正に係る主な業務内容)				
従事する職員数	0.0人	0.0人	0.0人	負担金交付事務等				
工程表の政策目標(指標)	—							
事業内容の説明								
<p>1 事業の目的・概要</p> <p>鳥取市の中核市移行に伴い、鳥取市が整備を予定している鳥取市衛生総合情報システムに係る経費のうち、法令上は中核市業務となっておらず、県の特例条例により、鳥取市へ事務の移譲を予定している部分（関連移譲事務）のシステム整備費用について経費を負担するものである。</p> <p>2 主な事業内容</p> <p>負担金 637千円 （鳥取市が整備するシステムのうち関連移譲事務部分）</p>								

平成29年度 一般会計補正予算歳入歳出事項別明細書 (福祉保健部)

(単位：千円)

節	款項目	2款 総務費								
		補正前	補正額	補正後	うち福祉保健部					
					補正前	補正額	補正後	1項 総務管理費		
補正前	補正額	補正後	補正前	補正額				補正後	補正前	補正額
1	報酬	550,245		550,245	990		990			
2	給料	2,951,742		2,951,742						
3	職員手当等	4,427,125		4,427,125						
4	共済費	1,143,458		1,143,458						
5	災害補償費	500		500						
6	恩給及び退職年金	20,389		20,389						
7	賃金	33,606		33,606						
8	報償費	262,617	487	263,104	443		443			
9	旅費	239,482	1,561	241,043	860		860			
	費用弁償	28,034		28,034	308		308			
	普通旅費	158,510		158,510	200		200			
	特別旅費	52,938	1,561	54,499	352		352			
10	交際費	3,600		3,600						
11	需用費	531,870	2,647	534,517	494		494			
12	役務費	548,656		548,656	40		40			
13	委託料	5,290,706	21,113	5,311,819	833		833			
14	使用料及び賃借料	847,679		847,679	20		20			
15	工事請負費	1,374,886		1,374,886						
16	原材料費									
17	公有財産購入費									
18	備品購入費	134,683		134,683						
19	負担金、補助及び交付金	8,166,863	106,780	8,273,643	551,346	60,907	612,253	540,467	60,907	601,374
20	扶助費									
21	貸付金									
22	補償、補填及び賠償金	2,000		2,000						
23	償還金、利子及び割引料	170,200		170,200	133,000		133,000	133,000		133,000
24	投資及び出資金									
25	積立金	134,793		134,793						
26	寄附金									
27	公課費	243		243						
28	繰出金									
	予備費									
	計	26,835,343	132,588	26,967,931	688,026	60,907	748,933	673,467	60,907	734,374
財源内訳	国庫支出金	2,353,218	50,118	2,403,336	139,505		139,505	139,505		139,505
	地方債	1,857,000	32,000	1,889,000		60,000	60,000		60,000	60,000
	その他	3,253,179	28,376	3,281,555						
	一般財源	19,371,946	22,094	19,394,040	548,521	907	549,428	533,962	907	534,869

平成29年度 一般会計補正予算歳入歳出事項別明細書 (福祉保健部)

(単位：千円)

節	款項目	2款 総務費			3款 民生費								
		うち福祉保健部						うち福祉保健部					
		1項 総務管理費						補正前	補正額	補正後	補正前	補正額	補正後
		8目 私立学校振興費											
		補正前	補正額	補正後	補正前	補正額	補正後	補正前	補正額	補正後			
1	報酬				428,593	2,595	431,188	403,202	2,595	405,797			
2	給料				1,591,362		1,591,362	1,534,392		1,534,392			
3	職員手当等				904,293		904,293	875,658		875,658			
4	共済費				617,605	271	617,876	593,623	271	593,894			
5	災害補償費												
6	恩給及び退職年金												
7	賃金				288		288	288		288			
8	報償費				77,566	3,702	81,268	67,830	3,702	71,532			
9	旅費				66,552	302	66,854	54,987	302	55,289			
	費用弁償				10,197		10,197	7,334		7,334			
	普通旅費				34,106		34,106	30,539		30,539			
	特別旅費				22,249	302	22,551	17,114	302	17,416			
10	交際費												
11	需用費				177,384	714	178,098	164,918	714	165,632			
12	役務費				83,639	20	83,659	74,902	20	74,922			
13	委託料				3,058,972	49,032	3,108,004	2,974,182	46,832	3,021,014			
14	使用料及び賃借料				70,819	20	70,839	65,937	20	65,957			
15	工事請負費				72,748		72,748	72,748		72,748			
16	原材料費												
17	公有財産購入費												
18	備品購入費				21,111		21,111	20,883		20,883			
19	負担金、補助及び交付金	540,467	60,907	601,374	35,487,173	173,708	35,660,881	35,137,051	173,086	35,310,137			
20	扶助費				1,757,088		1,757,088	1,755,588		1,755,588			
21	貸付金				39,680		39,680	39,480		39,480			
22	補償、補填及び賠償金												
23	償還金、利子及び割引料				37		37	37		37			
24	投資及び出資金												
25	積立金				297,710		297,710	297,706		297,706			
26	寄附金				1,250		1,250	1,250		1,250			
27	公課費				89		89	89		89			
28	繰出金				2,650		2,650	2,650		2,650			
	予備費												
	計	540,467	60,907	601,374	44,756,609	230,364	44,986,973	44,137,401	227,542	44,364,943			
財源内訳	国庫支出金	139,505		139,505	3,048,629	17,540	3,066,169	2,783,963	17,540	2,801,503			
	地方債		60,000	60,000	25,000		25,000	25,000		25,000			
	その他				2,830,453	130,711	2,961,164	2,830,368	130,289	2,960,657			
	一般財源	400,962	907	401,869	38,852,527	82,113	38,934,640	38,498,070	79,713	38,577,783			

平成29年度 一般会計補正予算歳入歳出事項別明細書（福祉保健部）

(単位：千円)

節	款項目	3款 民生費								
		うち福祉保健部								
		1項 社会福祉費								
					1目 社会福祉総務費			12目 障がい者自立支援事業費		
	補正前	補正額	補正後	補正前	補正額	補正後	補正前	補正額	補正後	
1	報酬	184,763	713	185,476	119,511		119,511	22,933	713	23,646
2	給料	387,396		387,396	387,396		387,396			
3	職員手当等	195,109		195,109	195,109		195,109			
4	共済費	152,779		152,779	143,722		143,722	3,181		3,181
5	災害補償費									
6	恩給及び退職年金									
7	賃金									
8	報償費	16,779	702	17,481	4,210		4,210	4,240	702	4,942
9	旅費	31,591	79	31,670	5,641		5,641	11,933	79	12,012
	費用弁償	4,051		4,051	1,330		1,330	1,243		1,243
	普通旅費	13,991		13,991	3,060		3,060	7,219		7,219
	特別旅費	13,549	79	13,628	1,251		1,251	3,471	79	3,550
10	交際費									
11	需用費	45,344	214	45,558	18,109		18,109	18,080	214	18,294
12	役務費	31,048		31,048	6,521		6,521	14,344		14,344
13	委託料	683,969	28,394	712,363	122,828		122,828	411,437	28,394	439,831
14	使用料及び賃借料	28,808		28,808	6,880		6,880	16,819		16,819
15	工事請負費	56,062		56,062	45,921		45,921			
16	原材料費									
17	公有財産購入費									
18	備品購入費	3,370		3,370				1,667		1,667
19	負担金、補助及び交付金	29,228,937	33,102	29,262,039	524,885	1,124	526,009	3,925,988	31,978	3,957,966
20	扶助費	1,140,762		1,140,762	1,530		1,530	1,137,229		1,137,229
21	貸付金									
22	補償、補填及び賠償金									
23	償還金、利子及び割引料	37		37						
24	投資及び出資金									
25	積立金	297,328		297,328						
26	寄附金	50		50						
27	公課費									
28	繰出金									
	予備費									
	計	32,484,132	63,204	32,547,336	1,582,263	1,124	1,583,387	5,567,851	62,080	5,629,931
財源内訳	国庫支出金	1,209,984	1,000	1,210,984	99,582		99,582	870,330	1,000	871,330
	地方債	12,000		12,000	12,000		12,000			
	その他	1,906,502	1,124	1,907,626	61,468	1,124	62,592	124,847		124,847
	一般財源	29,355,646	61,080	29,416,726	1,409,213		1,409,213	4,572,674	61,080	4,633,754

平成29年度 一般会計補正予算歳入歳出事項別明細書 (福祉保健部)

(単位：千円)

款項目 節	3款 民生費						4款 衛生費			
	うち福祉保健部									
	2項 児童福祉費									
	補正前	補正額	補正後	1目 児童福祉総務費						
補正前				補正額	補正後	補正前	補正額	補正後		
1 報酬	206,010	1,882	207,892	81,851	1,882	83,733	168,876	3,291	172,167	
2 給料	1,090,026		1,090,026	1,090,026		1,090,026	1,549,584		1,549,584	
3 職員手当等	651,798		651,798	651,798		651,798	891,097		891,097	
4 共済費	418,846	271	419,117	403,339	271	403,610	583,818	879	584,697	
5 災害補償費										
6 恩給及び退職年金										
7 賃金	288		288				13,804	2,136	15,940	
8 報償費	50,805	3,000	53,805	13,231	3,000	16,231	48,231	216	48,447	
9 旅費	20,923	223	21,146	11,109	223	11,332	71,096	228	71,324	
費用弁償	2,688		2,688	1,674		1,674	9,184		9,184	
普通旅費	14,780		14,780	6,767		6,767	33,269		33,269	
特別旅費	3,455	223	3,678	2,668	223	2,891	28,643	228	28,871	
10 交際費										
11 需用費	116,607	500	117,107	16,224	500	16,724	173,953		173,953	
12 役務費	42,515	20	42,535	10,787	20	10,807	67,780		67,780	
13 委託料	2,279,364	18,438	2,297,802	284,052	18,438	302,490	1,063,101	17,064	1,080,165	
14 使用料及び賃借料	36,279	20	36,299	6,929	20	6,949	79,085	312	79,397	
15 工事請負費	16,686		16,686				1,226,348		1,226,348	
16 原材料費										
17 公有財産購入費							4,273		4,273	
18 備品購入費	17,513		17,513	4,082		4,082	41,871		41,871	
19 負担金、補助及び交付金	5,729,981	139,984	5,869,965	3,914,215	139,984	4,054,199	5,431,007	48,127	5,479,134	
20 扶助費	280,089		280,089	1,233		1,233	1,400,160		1,400,160	
21 貸付金	39,480		39,480	39,480		39,480	1,062,773		1,062,773	
22 補償、補填及び賠償金										
23 償還金、利子及び割引料										
24 投資及び出資金										
25 積立金	287		287	287		287	1,794,620		1,794,620	
26 寄附金							58,645		58,645	
27 公課費	89		89				57		57	
28 繰出金	2,650		2,650							
予備費										
計	11,000,236	164,338	11,164,574	6,528,643	164,338	6,692,981	15,730,179	72,253	15,802,432	
財源内訳	国庫支出金	1,318,895	16,540	1,335,435	247,397	16,540	263,937	3,798,419	15,557	3,813,976
	地方債	13,000		13,000				408,000		408,000
	その他	915,991	129,165	1,045,156	352,897	129,165	482,062	1,170,496	24	1,170,520
	一般財源	8,752,350	18,633	8,770,983	5,928,349	18,633	5,946,982	10,353,264	56,672	10,409,936

平成29年度 一般会計補正予算歳入歳出事項別明細書（福祉保健部）

（単位：千円）

節	款項目	4款 衛生費								
		うち福祉保健部								
		補正前	補正額	補正後	1項 公衆衛生費					
					補正前	補正額	補正後	7目 難病対策費		
補正前	補正額	補正後	補正前	補正額				補正後	補正前	補正額
1	報酬	93,071		93,071	51,308		51,308	9,781		9,781
2	給料	789,984		789,984	132,930		132,930			
3	職員手当等	501,372		501,372	74,998		74,998			
4	共済費	297,963	346	298,309	56,059	346	56,405	2,906	346	3,252
5	災害補償費									
6	恩給及び退職年金									
7	賃金	13,804	2,136	15,940	12,489	2,136	14,625	10,023	2,136	12,159
8	報償費	32,817		32,817	13,255		13,255	277		277
9	旅費	38,640		38,640	18,193		18,193	436		436
	費用弁償	4,976		4,976	2,537		2,537	21		21
	普通旅費	14,462		14,462	6,128		6,128	298		298
	特別旅費	19,202		19,202	9,528		9,528	117		117
10	交際費									
11	需用費	65,302		65,302	23,280		23,280	593		593
12	役務費	34,181		34,181	15,793		15,793	1,636		1,636
13	委託料	451,076		451,076	260,595		260,595	44,833		44,833
14	使用料及び賃借料	29,888		29,888	7,093		7,093	1,897		1,897
15	工事請負費	413,164		413,164	12,728		12,728			
16	原材料費									
17	公有財産購入費	4,273		4,273						
18	備品購入費	26,107		26,107	21,675		21,675			
19	負担金、補助及び交付金	4,703,063	7,127	4,710,190	544,709	6,490	551,199	491	4,352	4,843
20	扶助費	1,400,160		1,400,160	1,400,040		1,400,040	869,825		869,825
21	貸付金	1,032,985		1,032,985						
22	補償、補填及び賠償金									
23	償還金、利子及び割引料									
24	投資及び出資金									
25	積立金	1,781,505		1,781,505						
26	寄附金	34,200		34,200						
27	公課費	50		50						
28	繰出金									
	予備費									
	計	11,743,605	9,609	11,753,214	2,645,145	8,972	2,654,117	942,698	6,834	949,532
財源内訳	国庫支出金	2,947,459	1,237	2,948,696	1,005,739	1,237	1,006,976	457,009	1,237	458,246
	地方債	65,000		65,000	11,000		11,000			
	その他	981,750	8	981,758	1,388	8	1,396	68	8	76
	一般財源	7,749,396	8,364	7,757,760	1,627,018	7,727	1,634,745	485,621	5,589	491,210

平成29年度 一般会計補正予算歳入歳出事項別明細書 (福祉保健部)

(単位：千円)

節	款項目	4款 衛生費								
		うち福祉保健部								
		1項 公衆衛生費			4項 医薬費					
		9目 生活習慣病予防対策費						4目 薬務費		
		補正前	補正額	補正後	補正前	補正額	補正後	補正前	補正額	補正後
1	報酬	14,114		14,114	37,449		37,449	6,469		6,469
2	給料				334,224		334,224			
3	職員手当等				254,028		254,028			
4	共済費	2,174		2,174	124,434		124,434	1,001		1,001
5	災害補償費									
6	恩給及び退職年金									
7	賃金	2,466		2,466						
8	報償費	2,603		2,603	19,370		19,370	1,054		1,054
9	旅費	2,469		2,469	17,957		17,957	3,523		3,523
	費用弁償	899		899	2,331		2,331	102		102
	普通旅費	531		531	5,974		5,974	2,100		2,100
	特別旅費	1,039		1,039	9,652		9,652	1,321		1,321
10	交際費									
11	需用費	3,820		3,820	30,777		30,777	7,723		7,723
12	役務費	2,681		2,681	12,566		12,566	2,254		2,254
13	委託料	63,806		63,806	182,153		182,153	8,178		8,178
14	使用料及び賃借料	704		704	14,346		14,346	725		725
15	工事請負費				400,436		400,436			
16	原材料費									
17	公有財産購入費				4,273		4,273			
18	備品購入費				4,387		4,387	18		18
19	負担金、補助及び交付金	184,964	2,138	187,102	4,158,285	637	4,158,922	1,800	637	2,437
20	扶助費	169,399		169,399	120		120	120		120
21	貸付金				1,032,985		1,032,985			
22	補償、補填及び賠償金									
23	償還金、利子及び割引料									
24	投資及び出資金									
25	積立金				1,781,505		1,781,505			
26	寄附金				34,200		34,200			
27	公課費									
28	繰出金									
	予備費									
	計	449,200	2,138	451,338	8,443,495	637	8,444,132	32,865	637	33,502
財源内訳	国庫支出金	169,670		169,670	1,941,720		1,941,720	2,270		2,270
	地方債				54,000		54,000			
	その他	710		710	980,343		980,343	650		650
	一般財源	278,820	2,138	280,958	5,467,432	637	5,468,069	29,945	637	30,582

平成29年度 一般会計補正予算歳入歳出事項別明細書 (福祉保健部)

(単位：千円)

節	款項目	福祉保健部 合計		
		補正前	補正額	補正後
1	報酬	497,263	2,595	499,858
2	給料	2,324,376		2,324,376
3	職員手当等	1,377,030		1,377,030
4	共済費	891,586	617	892,203
5	災害補償費			
6	恩給及び退職年金			
7	賃金	14,092	2,136	16,228
8	報償費	101,090	3,702	104,792
9	旅費	94,487	302	94,789
	費用弁償	12,618		12,618
	普通旅費	45,201		45,201
	特別旅費	36,668	302	36,970
10	交際費			
11	需用費	230,714	714	231,428
12	役務費	109,123	20	109,143
13	委託料	3,426,091	46,832	3,472,923
14	使用料及び賃借料	95,845	20	95,865
15	工事請負費	485,912		485,912
16	原材料費			
17	公有財産購入費	4,273		4,273
18	備品購入費	46,990		46,990
19	負担金、補助及び交付金	40,391,460	241,120	40,632,580
20	扶助費	3,155,748		3,155,748
21	貸付金	1,072,465		1,072,465
22	補償、補填及び賠償金			
23	償還金、利子及び割引料	133,037		133,037
24	投資及び出資金			
25	積立金	2,079,211		2,079,211
26	寄附金	35,450		35,450
27	公課費	139		139
28	繰出金	2,650		2,650
	予備費			
	計	56,569,032	298,058	56,867,090
財 源 内 訳	国庫支出金	5,870,927	18,777	5,889,704
	地方債	90,000	60,000	150,000
	その他	3,812,118	130,297	3,942,415
	一般財源	46,795,987	88,984	46,884,971

節 の 明 細

項	目	金額 (千円) 等
2 款 総務費		
1 項 総務管理費		
8 目 私立学校振興費		
負担金、補助及び交付金	私立幼稚園施設整備費補助金	60,907
3 款 民生費		
1 項 社会福祉費		
1 目 社会福祉総務費		
負担金、補助及び交付金	鳥取県立福祉人材研修センター基金造成事業補助金	1,124
1 2 目 障がい者自立支援事業費		
報酬	差別解消法普及啓発員	1人
負担金、補助及び交付金	鳥取市障害者手帳等発行事務システム導入に係る県負担金	23,687
	合理的配慮実施支援補助金 (仮称)	1,500
	鳥取県点字図書館運営費補助金	2,872
	居場所づくり (交流サロン) 支援事業補助金 (仮称)	1,000
	頸肩腕症候群検診費等補助金	803
	手話検定費用助成補助金	116
	鳥取県障がい児者自発的活動支援事業補助金	2,000
2 項 児童福祉費		
1 目 児童福祉総務費		
報酬	非常勤職員	1人
	課題を抱えた妊娠等に対する相談支援等のあり方検討会	4人
負担金、補助及び交付金	保育所等整備事業補助金	52,809
	小規模保育整備等事業補助金	76,349
	社会的養護等自立支援事業費補助金	10,826
4 款 衛生費		
1 項 公衆衛生費		
7 目 難病対策費		
負担金、補助及び交付金	鳥取市衛生総合情報システムの導入に係る県負担金 (難病等医療費助成事業)	4,352
9 目 生活習慣病予防対策費		
負担金、補助及び交付金	鳥取市衛生総合情報システムの導入に係る県負担金 (肝炎医療費等助成事務)	2,138
4 項 医薬費		
4 目 薬務費		
負担金、補助及び交付金	鳥取市衛生総合情報システムの導入に係る県負担金	637

債務負担行為で翌年度以降にわたるものについての前年度末までの支出額又は支出額の見込み及び当該年度以降の支出予定額等に関する調書

追加

事 項	限 度 額 千円	前年度末までの支出(見込)額 千円		当該年度以降の支出予定額 千円		左 の 財 源 内 訳				
		期 間	金 額	期 間	金 額	国庫支出金 千円	特 定 財 源 地方債 千円	そ の 他 千円	一 般 財 源 千円	
平成29年度 鳥取県保育士等修学 資金貸付金	720			平成30年度	720				720	
平成29年度 皆成学園等給食業務 委託	122,589			平成30年度から 平成32年度まで	122,589			122,589		
平成29年度 総合療育センター給 食業務委託	108,699			平成30年度から 平成32年度まで	108,699			108,699		

<p>条例名等</p>	<p>鳥取県民みんなで進める障がい者が暮らしやすい社会づくり条例の設定について</p>
<p>提出理由及び概要</p>	<p>1 提出理由 本県がこれまで取り組んできた、あいサポート運動、障がい福祉サービスの充実、手話の普及等の取組を更に発展させるとともに、新たな課題の解決に向けて取り組むことで、障がい者が、その人格と個性を尊重され、障がいの特性に応じた必要な配慮や支援を受けながら、地域社会の中で自分らしく安心して生活することができる社会の実現を目指すものである。</p> <p>2 概要 (1) 基本的な考え方 ア 全ての県民が障がい及び障がい者に対する理解を深めること。 イ 障がいを理由とする差別の解消を図ること。 ウ 障がい者本人が望む適切なコミュニケーション手段その他情報を取得する手段を充実させることにより障がい者情報アクセシビリティを保障すること。 エ 災害時であっても障がい者が安全かつ安心な生活を営むことができるようにすること。 オ 地域社会において、障がい者が自分らしく安心して生活することができるようにすること。 (2) 障がい者への理解の促進及び県民運動の推進 ア 県は、あいサポート運動を県民全体で取り組む運動として推進する。 イ 県民及び事業者は、配慮又は支援を必要としている意思を表す記章等を着用する障がい者に対し、当該障がい者の求めに応じて、必要な配慮又は支援を行うよう努める。 (3) 障がいを理由とする差別の解消 県は、障がいを理由とする差別につき相談に応じ、支援を行うための窓口(障がい者差別解消相談支援センター)を設置するとともに、必要な啓発活動を行う。 (4) 障がい者情報アクセシビリティの保障及びコミュニケーション手段の充実 ア 県は、障がい者との意思疎通に当たっては、その実施に伴う負担が過重でない限り、障がいの特性に応じた適切なコミュニケーション手段を用いる。 イ 市町村は、障がい者情報アクセシビリティの保障及びコミュニケーション手段の充実に努めるとともに、県民及び事業者は、障がいの特性に応じた適切なコミュニケーション手段を用いるよう努める。 (5) 災害時における障がい者の支援 ア 県及び市町村は、地域住民が災害時における避難に当たり支援を要する障がい者に対して共助を行う関係を地域社会において築く取組(支え愛の地域づくり)を推進するとともに、支援を必要とする者の情報等を盛り込んだ地図(支え愛マップ)の作成の支援に努める。 イ 市町村は、災害発生時、避難所での生活等について、障がい者に対して障がいの特性に応じた対応を行うよう努める。 (6) 障がい者の自立及び社会参加の推進 県、市町村等は、障がい者に係る福祉サービスの充実等、虐待防止の促進、医療を要する障がい者への支援、教育環境の整備等、就労の促進等並びに文化芸術及びスポーツの推進に取り組む。</p> <p>3 施行期日 施行期日は、平成29年9月1日とする。</p>

鳥取県民みんなで進める障がい者が暮らしやすい社会づくり条例

目次

前文

第1章 総則（第1条－第8条）

第2章 障がい者に対する理解の促進及び県民運動の推進（第9条－第12条）

第3章 障がいを理由とする差別の解消（第13条・第14条）

第4章 障がい者情報アクセシビリティの保障及びコミュニケーション手段の充実（第15条－第18条）

第5章 災害時における障がい者の支援（第19条－第23条）

第6章 障がい者の自立及び社会参加の推進（第24条－第31条）

附則

「この子らを世の光に」は、本県出身で、滋賀県において知的障がい児施設である近江学園を創設したことをはじめとして、日本の障がい福祉の礎をつくりあげ、障がい福祉の父と呼ばれた糸賀一雄の語った言葉である。

この言葉は、知的障がいのある子どもたちを同情や哀れみの目で見るのではなく、一人一人がかけがえのない存在であり、それぞれが個性を持った人間であることを認め合える社会をつくろうという思想を表したものと捉えられる。

本県では、このような糸賀一雄の思いを受け止め、人々が互いを尊重し合う社会づくりを進める中で、様々な障がいの特性を理解し、その特性に応じた必要な配慮をするとともに、障がい者が困っているときに手助けを行うこと等により障がい者に温かく接するあいサポート運動の創設、障がい福祉サービス等の充実、鳥取県手話言語条例（平成25年鳥取県条例第54号）の制定により言語であることを改めて確認した手話言語の普及等様々な取組を積み重ねてきた。

全ての県民がこれまでの取組を更に進展させるとともに、新たな課題の解決に向けて取り組むことで、障がい者が、その人格と個性を尊重され、障がいの特性に応じた必要な配慮や支援を受けながら、地域社会の中で自分らしく安心して生活することができる社会の実現を目指して、この条例を制定する。

第1章 総則

（目的）

第1条 この条例は、障がい者が暮らしやすい社会づくりのための取組に関する基本的な考え方を明らかにし、県及び市町村の責務並びに県民及び事業者の役割を定めるとともに、これらの者が相互に連携し、及び協力して、障がい者に対する理解を促進させ、その支援に取り組むために必要な事項を定めることにより、障がい者が地域社会の中で自分らしく安心して生活することができる社会の実現に資することを目的とする。

（定義）

第2条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

- (1) 障がい 障害者基本法（昭和45年法律第84号）第2条第1号に規定する障害をいう。
- (2) 障がい者 障害者基本法第2条第1号に規定する障害者をいう。
- (3) 障がい者情報アクセシビリティ 障がいの特性に応じたコミュニケーション手段その他情報を取得する手段により、障がい者が円滑に情報を取得し、及び利用できることをいう。
- (4) コミュニケーション手段 点字、手話言語、音声、文字、触手話、指点字、障がい者の意思疎通の仲介、情報通信機器を使用した文字の表示その他の障がい者が他人との意思疎通を円滑に図ることができるようにするための手段をいう。

（基本的な考え方）

第3条 障がい者が暮らしやすい社会づくりに向けた取組は、次に掲げる事項を基本としなければならない。

- (1) 全ての県民が障がい及び障がい者に対する理解を深めること。
- (2) 障がいを理由とする差別の解消を図ること。
- (3) 障がい者本人が望む適切なコミュニケーション手段その他情報を取得する手段を選択することができるよう支援を充実させることにより障がい者情報アクセシビリティを保障すること。
- (4) 災害時であっても障がい者が安全かつ安心な生活を営むことができるようにすること。

(5) 地域社会において、障がい者が自分らしく安心して生活することができるようにすること。

(県の責務)

第4条 県は、前条の基本的な考え方(以下「基本方針」という。)にのっとり、障害者基本法第11条第2項に規定する都道府県障害者計画及び障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律(平成17年法律第123号。以下「障害者総合支援法」という。)第89条第1項に規定する都道府県障害福祉計画において、障がい者が暮らしやすい社会づくりを推進する施策について定め、これを総合的かつ計画的に推進するものとする。

2 県は、市町村の障がい者が暮らしやすい社会づくりを推進する取組について、必要に応じて関係機関と連携して支援するものとする。

(市町村の責務)

第5条 市町村は、基本方針にのっとり、第4章、第5章及び第6章に定めるもののほか、障がい者が暮らしやすい社会づくりを推進する施策に取り組むよう努めるものとする。

(県民の役割)

第6条 県民は、基本方針にのっとり、障がい及び障がい者に対する理解を深めるとともに、県及び市町村が実施する障がい者が暮らしやすい社会づくりを推進する施策に協力するよう努めるものとする。

(事業者の役割)

第7条 事業者は、基本方針にのっとり、障がい者が利用しやすいサービスを提供し、障がい者が働きやすい環境を整備するとともに、県及び市町村が実施する障がい者が暮らしやすい社会づくりを推進する施策に協力するよう努めるものとする。

(財政上の措置)

第8条 県は、障がい者が暮らしやすい社会づくりに関する施策を推進するために必要な財政上の措置を講ずるものとする。

第2章 障がい者に対する理解の促進及び県民運動の推進

(あいサポート運動の推進)

第9条 県は、県民が、障がいの特性についての理解を深めるとともに、障がい者が配慮又は支援を必要としている場面において、各々が可能な範囲で障がいの特性に応じた必要な配慮又は支援を行うことにより、障がいの有無にかかわらず、全ての人が互いに人格及び個性を尊重し支え合いながら暮らすことのできる社会を目指す運動(以下「あいサポート運動」という。)を県民全体で取り組む運動として推進するものとする。

2 この条例に定めるもののほか、あいサポート運動の推進に関し必要な事項は、知事が別に定める。

(あいサポーター)

第10条 県は、あいサポート運動を実践しようとする者からの申出に基づき、あいサポート運動に参加していることを示す記章(以下「あいサポートバッジ」という。)を交付する。

2 あいサポーター(あいサポートバッジの交付を受けた者をいう。)は、次に掲げる事項の実施に努めるものとする。

(1) 障がいの特性及びそれに応じて必要とされる配慮並びに障がい者への支援に必要な事項についての理解をより一層深めること。

(2) 支援を必要とする障がい者に対し、自ら率先して支援を行うこと。

(3) あいサポートバッジを着用し、障がい者が支援を求めやすいよう配慮すること。

(4) あいサポート運動の普及及び啓発を行うこと。

(あいサポート企業等)

第11条 県は、あいサポート運動を実践しようとする企業又は団体からの申請に基づき、当該企業又は団体をあいサポート運動を実践する企業又は団体として適当と認めるときは、これを証する書面を交付する。

2 あいサポート企業等(前項の書面の交付を受けた企業又は団体をいう。)は、次に掲げる事項の実施に努めるものとする。

(1) 従業員があいサポート運動を理解するための研修に取り組むとともに、当該研修の修了者にあいサポー

トバッジを配布し、その着用を推奨すること。

(2) 事務所、店舗、自動車その他の見やすい箇所にあいサポート運動への参加を啓発するステッカー又は印刷物を掲示すること。

(3) 前2号に掲げるもののほか、あいサポート運動の普及を促進する取組を実施すること。

(記章等を着用する障がい者への対応)

第12条 県民及び事業者は、配慮又は支援を必要としている意思を表す記章等を着用する障がい者に対し、当該障がい者の求めに応じて必要な配慮又は支援を行うよう努めるものとする。

2 県は、前項の取組を県民全体で取り組む運動として推進するものとする。

第3章 障がいを理由とする差別の解消

(障がい者差別解消相談支援センターの設置)

第13条 県は、障がいを理由とする差別の解消を図るため、障がいを理由とする差別につき相談に応じるとともに、相談をした者（以下「相談者」という。）への支援を行うための窓口（以下「障がい者差別解消相談支援センター」という。）を設置する。

2 県は、障がい者差別解消相談支援センターにおいて障がいを理由とする差別に関する相談を受けたときは、その当事者の相互理解と自主的な取組による解決を促進するため、次に掲げる支援を行うものとする。

(1) 専門的知見を活用した相談者への助言

(2) 国、県、市町村等が設置する障がいを理由とする差別に関する相談に応じ、助言、苦情処理等を専門的に行う機関その他の関係機関の紹介

(3) その他相談者及び関係機関に対する必要な支援

3 県は、前項の支援を円滑に行うため、関係機関との緊密な連携の確保に努めるものとする。

4 前3項に定めるもののほか、障がい者差別解消相談支援センターの運営に関し必要な事項は、知事が別に定める。

(差別の解消に向けた啓発活動等)

第14条 県は、障がいを理由とする差別の解消について県民の関心と理解を深めるため、必要な啓発活動を行うとともに、事業者が実施する障害を理由とする差別の解消の推進に関する法律（平成25年法律第65号）第8条第2項に規定する社会的障壁の除去への取組を促進するものとする。

第4章 障がい者情報アクセシビリティの保障及びコミュニケーション手段の充実

(県の取組)

第15条 県は、障がい者との意思疎通に当たっては、その実施に伴う負担が過重でない限り、次に掲げるとおり行うものとする。

(1) 視覚に障がいがある者（第3号に掲げる者を除く。以下「視覚障がい者」という。）に対しては、音声、点字、手書き文字（相手の手のひらに指先等で文字を書いて意思疎通を行うことをいう。以下同じ。）、拡大文字（視覚障がい者に見えるように拡大して表示した文字をいう。以下同じ。）、文字情報を音声に変換する装置その他の適切なコミュニケーション手段を用いること。

(2) 聴覚に障がいがある者（次号に掲げる者を除く。以下「聴覚障がい者」という。）に対しては、文字、手話言語、筆談、身振り、要約筆記その他の適切なコミュニケーション手段を用いること。

(3) 視覚及び聴覚に障がいがある者（以下「盲ろう者」という。）に対しては、音声、点字、文字、手話言語、指文字（手の指の形を用いて文字を表現することをいう。）、触手話、筆談、手書き文字、指点字その他の適切なコミュニケーション手段を用いること。

(4) 言語機能又は音声機能に障がいがある者に対しては、発声内容を聞き取りにくい場合は繰り返し聞き、筆談その他の適切なコミュニケーション手段を用いること。

(5) 知的障がいがある者（以下「知的障がい者」という。）に対しては、落ち着かせて不安を取り除き、障がいの程度に応じて、平易な表現を用いた短い文章でゆっくりと伝えること、漢字にふりがなを付すこと、身振りその他の適切なコミュニケーション手段を用いること。

(6) 精神障がい者（精神保健及び精神障害者福祉に関する法律（昭和25年法律第123号）第5条に規定す

る精神障害者をいう。以下同じ。) に対しては、落ち着かせて不安を取り除き、障がいの程度に応じて、平易な表現でゆっくりと伝えることその他の適切なコミュニケーション手段を用いること。

(7) 発達障がい者(発達障害者支援法(平成16年法律第167号)第2条第2項に規定する発達障害者をいう。以下同じ。) に対しては、落ち着かせて不安を取り除き、障がいの程度に応じて、具体的な表現を用いた短い文章で順を追って伝えること、絵又は写真の提示その他の適切なコミュニケーション手段を用いること。

(8) 前各号に掲げるもののほか、障がい者と意思疎通を図るときは、障がいの特性に応じた適切なコミュニケーション手段を用いること。

2 県は、県政等に関する主要な情報の発信に当たっては、障がい者情報アクセシビリティが保障されたものとする。

3 県は、障がい者の意思疎通の円滑化を図るため、その実施に伴う負担が過重でない限り、次に掲げる取組を行うものとする。

(1) 視覚障がい者がコミュニケーション手段を円滑に用いるための訓練、音声機能に障がいがある者に対する発声訓練その他の障がい者が適切に意思疎通を行うために必要な訓練の実施

(2) 手話通訳者、要約筆記を行う者、盲ろう者向けに通訳又は介助を行う者その他の障がい者の意思疎通を支援する者の養成及び派遣並びに情報通信機器の整備その他のコミュニケーション手段の確保及び充実

(3) 障がい者情報アクセシビリティの保障に資する拠点の設置及び運営

(4) 障がい者福祉団体又は事業者が行う障がい者情報アクセシビリティを保障するための取組に対する支援

(市町村の取組)

第16条 市町村は、基本方針にのっとり、前条の規定に準じて障がい者情報アクセシビリティの保障及びコミュニケーション手段の充実に努めるものとする。

(県民の取組)

第17条 県民は、障がい者との意思疎通に当たっては、次に掲げるとおり行うよう努めるものとする。

(1) 視覚障がい者に対しては、音声、点字、手書き文字その他の適切なコミュニケーション手段を用いること。

(2) 聴覚障がい者に対しては、手話言語、筆談、身振りその他の適切なコミュニケーション手段を用いること。

(3) 盲ろう者に対しては、音声、点字、文字、手話言語、触手話、筆談、手書き文字、指點字その他の適切なコミュニケーション手段を用いること。

(4) 言語機能又は音声機能に障がいがある者に対しては、発声内容を聞き取りにくい場合は繰り返し聞き、筆談その他の適切なコミュニケーション手段を用いること。

(5) 知的障がい者に対しては、落ち着かせて不安を取り除き、障がいの程度に応じて、平易な表現を用いた短い文章でゆっくりと伝えること、漢字にふりがなを付すこと、身振りその他の適切なコミュニケーション手段を用いること。

(6) 精神障がい者に対しては、落ち着かせて不安を取り除き、障がいの程度に応じて、平易な表現でゆっくりと伝えることその他の適切なコミュニケーション手段を用いること。

(7) 発達障がい者に対しては、落ち着かせて不安を取り除き、障がいの程度に応じて、具体的な表現を用いた短い文章で順を追って伝えること、絵又は写真の提示その他の適切なコミュニケーション手段を用いること。

(8) 前各号に掲げるもののほか、障がい者と意思疎通を図るときは、障がいの特性に応じた適切なコミュニケーション手段を用いること。

(事業者の取組)

第18条 事業者は、従業員が障がい者と意思疎通を図るときは、前条の規定に準じて、障がいの特性に応じた適切なコミュニケーション手段を用いさせるよう努めるものとする。

第5章 災害時における障がい者の支援

(防災対策に係る支援)

第19条 県は、市町村が行う障がい者に係る防災対策が障がいの特性に応じたものとなるよう、必要な助言その他の支援を行うものとする。

(災害に備えた支え愛の地域づくり)

第20条 県及び市町村は、自助（自己の生命、身体及び財産を自ら守ることをいう。）に加え、地域住民が災害時における避難に当たり支援を要する障がい者に対して、声掛け、避難所への同行その他の共助（住民が互いに助け合ってその生命、身体及び財産を守ることをいう。）を行うことができる関係を地域社会において築く取組（以下「支え愛の地域づくり」という。）を推進するよう努めるものとする。

2 県及び市町村は、災害時における避難に当たり支援を要する障がい者に対し適切に支援が行われるよう、地域住民が主体となって取り組む支え愛マップ（平常時の見守り及び災害時の避難支援を目的として、支援を必要とする者及びその支援者の情報並びに避難所及び避難経路を盛り込んだ地図をいう。）の作成への支援に努めるものとする。

3 県及び市町村は、支え愛の地域づくりを推進するため、障がい者を交えた地域住民同士の交流を促進する活動の支援に努めるものとする。

(災害発生時の対応)

第21条 市町村は、災害が発生した場合において、障がい者に避難を始める判断の参考となる情報、避難所に関する情報その他の災害から身を守るために必要な情報（以下「災害関連情報」という。）を伝えるときは、次に掲げるとおり行うよう努めるものとする。

(1) 視覚障がい者に対しては、音声、点字その他の伝達可能なコミュニケーション手段を用いること。

(2) 聴覚障がい者に対しては、文字、手話言語、筆談その他の伝達可能なコミュニケーション手段を用いること。

(3) 盲ろう者に対しては、音声、点字、文字、手話言語、触手話、筆談、手書き文字、指字その他の伝達可能なコミュニケーション手段を用いること。

(4) 知的障がい者に対しては、落ち着かせて不安を取り除き、障がいの程度に応じて、平易な表現でゆっくりと伝えること、漢字にふりがなを付すことその他の伝達可能なコミュニケーション手段を用いること。

(5) 精神障がい者に対しては、落ち着かせて不安を取り除き、障がいの程度に応じて、平易な表現でゆっくりと伝えることその他の伝達可能なコミュニケーション手段を用いること。

(6) 発達障がい者に対しては、落ち着かせて不安を取り除き、障がいの程度に応じて、具体的な表現を用いた短い文章で順を追って伝えることその他の伝達可能なコミュニケーション手段を用いること。

(7) 前各号に掲げるもののほか、障がい者に災害関連情報を伝えるときは、障がいの特性に応じた適切なコミュニケーション手段を用いること。

2 前項に定めるもののほか、市町村は、災害が発生した場合における障がい者の安全の確保に当たっては、次に掲げるとおり行うよう努めるものとする。

(1) 自力での避難が困難な障がい者が、安全に避難できるようにすること。

(2) 言語機能又は音声機能に障がいがあって自ら助けを求められない障がい者に対し、速やかに安否の確認を行い、安全に避難できるようにすること。

(3) 障がい者の安否の確認を行うときは、障がい者に対する支援を行う団体（以下「障がい者支援団体」という。）その他の関係者と必要に応じて連携し、速やかに行うこと。

(4) 人工透析その他の医療を要する状態にある障がい者が、人工透析の実施その他の必要な支援を受けられるよう、必要に応じて医療機関その他の関係者と連携すること。

(5) 障がい者が自ら災害関連情報を取得することが可能となるよう障がい者情報アクセシビリティを保障すること。

(避難所での生活)

第22条 市町村は、避難所における障がい者への対応に当たっては、個々の避難所において利用できる設備等の

状況に応じて、次に掲げるとおり行うよう努めるものとする。

- (1) 視覚障がい者に対しては、点字、拡大文字、音声その他の伝達可能なコミュニケーション手段を用いて情報を提供するとともに、避難所内での移動に不自由が生じないよう配慮すること。
 - (2) 聴覚障がい者に対しては、手話言語、筆談、掲示板への掲示その他の伝達可能なコミュニケーション手段を用いて情報を提供すること。
 - (3) 盲ろう者に対しては、音声、点字、文字、手話言語、触手話、筆談、手書き文字、指点字その他の伝達可能なコミュニケーション手段を用いて情報を提供するとともに、避難所内での移動に不自由が生じないよう配慮すること。
 - (4) 知的障がい者に対しては、必要に応じて静かな場所に誘導し、落ち着かせて不安を取り除くとともに、障がいの程度に応じて、平易な表現を用いること、漢字にふりがなを付すこと、身振りその他の伝達可能なコミュニケーション手段を用いて情報を提供すること。
 - (5) 精神障がい者に対しては、必要に応じて静かな場所に誘導し、落ち着かせて不安を取り除くとともに、障がいの程度に応じて、平易な表現でゆっくりと伝えることその他の伝達可能なコミュニケーション手段を用いて情報を提供すること。
 - (6) 発達障がい者に対しては、必要に応じて静かな場所に誘導し、落ち着かせて不安を取り除くとともに、障がいの程度に応じて、具体的な表現を用いた短い文章で順を追って伝えること、絵又は写真の提示その他の伝達可能なコミュニケーション手段を用いて情報を提供すること。
 - (7) 人工透析が必要な障がい者に対しては、障がいに応じた適切な食事を提供できるよう配慮すること。
- 2 市町村は、避難所において障がい者が安全かつ円滑に施設内を移動し、及び施設を利用することができるよう、必要に応じて関係機関と連携を図り、施設の充実に努めるものとする。
 - 3 第1項に定めるもののほか、市町村は、障がい者が自ら避難所において必要な情報を取得することが可能となるよう障がい者情報アクセシビリティの保障に努めるものとする。
 - 4 前3項に定めるもののほか、市町村は、避難所において障がい者が安全かつ安心な生活を営むことができるよう、障がい者支援団体、避難所の運営を支援する社会福祉法人その他の関係者と連携し、障がいの特性に応じた必要な配慮に努めるものとする。

(被災後の支援)

第23条 市町村は、被災した障がい者の生活の安定を図るため、障がい者支援団体その他の関係者と連携して、障がい者の心のケア、生活に係る相談その他の必要な支援に努めるものとする。

第6章 障がい者の自立及び社会参加の推進

(福祉サービスの充実等)

第24条 県及び市町村は、障がい者福祉に係る施策の拡充その他障がい者に対する福祉サービスの充実に努めるものとする。

- 2 県及び市町村は、障がい者がその希望に応じて地域での生活を営むことができるよう、相談支援の充実その他必要な支援に努めるものとする。
- 3 障がい者に対する福祉サービスの提供又は相談支援を行う事業者は、市町村と連携し、障がい者と地域住民との交流の促進その他事業者同士の連携等によるサービスの充実に資する取組に努めるものとする。
- 4 県及び市町村は、自ら意思決定をすることが困難な障がい者に対し、関係機関と連携して、成年後見制度の利用の促進に努めるものとする。

(障がい者虐待防止の促進)

第25条 県は、市町村その他の関係機関と連携して、障がい者に対する虐待を防止するため、障害者虐待の防止、障害者の養護者に対する支援等に関する法律（平成23年法律第79号。以下「障害者虐待防止法」という。）

第2条第4項に規定する障害者支援施設及び障害福祉サービス事業等に係る業務に従事する者に対する啓発及び研修を行うものとする。

- 2 前項に規定する障害者支援施設及び障害福祉サービス事業等に係る事業者は、障害者虐待防止法第15条の規定による研修の実施に加え、障がい者の虐待の防止に関する従業員への啓発に努めなければならない。

(医療を要する障がい者への支援)

第 26 条 県は、医療を要する障がい者が、地域で安全かつ安心な生活を営むことができるよう、医師、歯科医師、相談員その他の医療を要する障がい者を支援する者の確保、支援制度の拡充その他障がい者の年齢に応じた切れ目のない支援を行うものとする。

- 2 前項の支援の実施に当たっては、医療、福祉、保健、教育その他の関係分野に従事する者は、一層の連携に努めるものとする。

(教育環境の整備)

第 27 条 県及び市町村は、障がい者が年齢、能力及び障がいの特性に応じた十分な教育を受けられるよう、点字図書、拡大図書、字幕又は手話言語を用いた映像その他の教材の提供、適切なコミュニケーション手段の確保その他の支援に努めるものとする。

- 2 県及び市町村は、障がい者及びその家族その他の関係者が、当該障がい者に係る障がいの特性に応じた適切なコミュニケーション手段その他障がいに関する知識について適切な時期に学ぶ機会を設けることその他のそれらを習得するための環境の整備に努めるものとする。

- 3 県は、教育に従事する者が、障がい者と適切に意思疎通を図ることができるよう、当該従事者に対して研修を実施するものとする。

- 4 教育に従事する者は、障がい者への教育に当たっては、障がい者と適切に意思疎通を図ることができるよう努めるものとする。

(福祉教育の機会の確保)

第 28 条 県及び市町村は、県民が年少期から障がい及び障がい者について学ぶ機会を設けるよう努めるものとする。

- 2 県民は、年少期からの教育を通じて、障がい及び障がい者について学び、理解を深めるよう努めるものとする。

(障がい者の就労の促進等)

第 29 条 県及び市町村は、障がい者の就労を促進するため、次に掲げる事項の実施に努めるものとする。

- (1) 企業、行政機関その他の関係機関と連携し、及び協力して、障がい者の希望及び適性に応じた雇用契約に基づく就労を一層促進すること。
 - (2) 就労移行支援事業所（障害者総合支援法第 5 条第 13 項に規定する就労移行支援の事業を実施する事業者をいう。）及び就労継続支援事業所（障害者総合支援法第 5 条第 14 項に規定する就労継続支援の事業を実施する事業者をいう。以下同じ。）における賃金及び工賃の水準の向上その他障がい者の就労の促進に必要な環境の整備を図ること。
- 2 事業者は、前項第 1 号の規定による県及び市町村の施策に協力し、障がい者の就労の促進を図るよう努めるものとする。
 - 3 就労継続支援事業所は、第 1 項第 2 号の規定による県及び市町村の施策に協力するとともに、賃金及び工賃の水準を高めるよう努めるものとする。

(障がい者文化芸術の推進)

第 30 条 県は、障がい者が文化芸術を鑑賞し、これに参加し、又はこれを創造する活動に主体的に取り組み、その能力を十分に発揮できる環境を整備するとともに、その活動の成果を発表する機会を確保するものとする。

- 2 県及び市町村は、障がい者の行う文化芸術活動を促進するため、次に掲げる事項の実施に努めるものとする。
 - (1) 県民の幅広い理解及び支援が得られるよう、障がい者の文化芸術活動の普及及び啓発を行うこと。
 - (2) 障がい者が文化芸術活動において能力を発揮しやすいよう、障がい者の文化芸術活動の知識及び経験を有する者であってこれを支援するものの確保及び育成を図ること。
 - (3) 障がい者の文化芸術活動を担う個人及び団体の取組を促進し、その育成を図るため、情報提供その他の必要な支援を行うとともに、当該個人及び団体並びに文化芸術に関する関係者と緊密な連携を図ること。
- 3 県民は、障がい者の文化芸術活動について理解し、必要に応じてこれに協力するよう努めるものとする。

(障がい者スポーツの推進)

第31条 県は、障がい者が生涯にわたり自主的かつ積極的にスポーツを行うことができるよう、年少期から高齢期を通じ、障がいの特性及び程度に応じたスポーツを行う機会の確保その他の必要な環境の整備を行うものとする。

2 県及び市町村は、障がい者の行うスポーツ（以下「障がい者スポーツ」という。）を促進するため、次に掲げる事項の実施に努めるものとする。

(1) 県民の幅広い理解及び支援が得られるよう、障がい者スポーツの普及及び啓発を行うこと。

(2) 本県の障がい者スポーツの選手が国際的な又は全国的な規模のスポーツの競技会において優秀な成績を収めることができるよう、障がい者スポーツに関する競技水準の向上を図ること。

(3) 障がい者が安全かつ安心してスポーツを行うことができるよう、障がい者スポーツの知識及び経験を有する指導者の確保及び育成を図ること。

(4) 障がい者スポーツの振興団体が行う活動に対して必要な支援を行うとともに、当該団体その他のスポーツ関係団体との緊密な連携を図ること。

3 県民は、障がい者スポーツについて理解し、必要に応じてこれに協力するよう努めるものとする。

附 則

この条例は、平成29年9月1日から施行する。

条例名等	鳥取県附属機関条例の一部改正について	
提出理由及び概要	1 提出理由 県行政に関する調査審議を行う附属機関について、新設を行う。	
	2 概 要	
	新設する附属機関	調査審議する事項
	鳥取県死因究明等推進協議会	死因究明及び身元確認の推進に係る 施策の検討に関する事項
	3 施行期日 公布の日から施行する。	

鳥取県附属機関条例の一部を改正する条例

鳥取県附属機関条例（平成25年鳥取県条例第53号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に、太枠で示すように改正する。

改正後		改正前	
別表第1（第2条関係）		別表第1（第2条関係）	
名称	調査審議する事項	名称	調査審議する事項
略		略	
鳥取県立歯科衛生専門学校入学者選抜試験委員会	鳥取県立歯科衛生専門学校の入学者の選考に関する事項	鳥取県立歯科衛生専門学校入学者選抜試験委員会	鳥取県立歯科衛生専門学校の入学者の選考に関する事項
鳥取県死因究明等推進協議会	死因究明及び身元確認の推進に係る施策の検討に関する事項		
略		略	

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

条例名等	鳥取県知事の権限に属する事務の処理の特例に関する条例の一部改正について
提出理由及び概要	<p>1 提出理由 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく精神通院医療に係る自立支援医療費の支給認定の事務を効率的に処理するため、当該事務の一部を各市町村に移譲する</p> <p>2 概要 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく事務のうち、次の事務を新たに市町村に権限移譲する。 (1) 自立支援医療費の支給認定(精神通院医療に係るものに限る。(2)において同じ。)の申請に係る事実についての審査(所得の状況に係るものに限る。(2)において同じ。) (2) 自立支援医療費の支給認定の変更の申請に係る事実についての審査</p> <p>3 施行期日 公布の日から施行する。</p>

鳥取県知事の権限に属する事務の処理の特例に関する条例の一部を改正する条例

鳥取県知事の権限に属する事務の処理の特例に関する条例（平成11年鳥取県条例第35号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に、太枠で示すように改正する。

改正後		改正前	
別表（第2条関係）		別表（第2条関係）	
事務	市町村等	事務	市町村等
略		略	
5 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成17年法律第123号）に基づく事務のうち、次に掲げるもの（障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律施行令（平成18年政令第10号）第1条の2第3号に規定する精神通院医療に係るものに限る。）	各市町村	5 削除	
（1）第53条第1項の規定による支給認定の申請に係る事実についての審査（所得の状況に係るものに限る。（2）において同じ。）			
（2）第56条第1項の規定による支給認定の変更の申請に係る事実についての審査			
略		略	

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

<p>条例名等</p>	<p>損害賠償に係る和解及び損害賠償の額の決定について</p>
<p>提出理由及び概要</p>	<p>1 提出理由</p> <p>次のとおり法律上県の義務に属する身体障害者手帳の等級誤認定による損害賠償について和解し、及び損害賠償の額を定めることについて、地方自治法(昭和22年法律第67号)第96条第1項の規定により、本議会の議決を求める。</p> <p>2 概要</p> <p>(1) 和解の相手方 米子市 個人</p> <p>(2) 和解の要旨 県は、損害賠償金262,355円を支払うものとする。</p> <p>(3) 身体障害者手帳等級誤認定の概要</p> <p>ア 誤認定の判明年月日 平成28年11月18日</p> <p>イ 誤認定の発生の場所 西部総合事務所福祉保健局</p> <p>ウ 誤認定の内容 西部総合事務所所属の職員が、和解の相手方の身体障害者手帳について、認定基準に対する認識不足から、審査において参考とする医師の診断書の誤りを正しいものと誤認し、障がいの等級を誤って認定した。これにより、和解の相手方が、後期高齢者医療制度、米子市特別医療費助成制度及び高額療養費制度の対象とならなかったために負担した費用を県が負担しようとするものである。</p>

<参考>

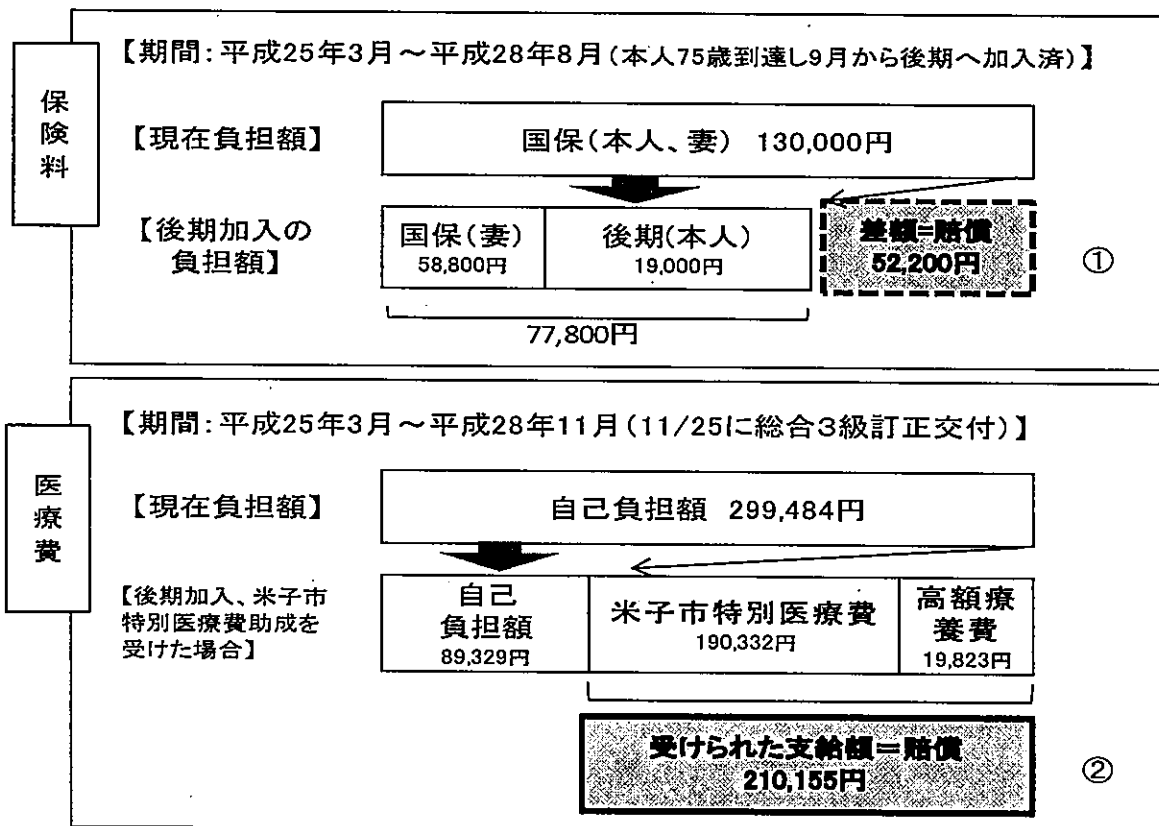
1 障がい認定の誤り

障がい内容：内蔵疾患及び左右下肢リスフラン関節（足の甲）から先を欠くもの

区 分		障がいの程度	
		誤	正
H18. 5. 10交付	①	直腸機能障害 4 級	
H25. 3. 12追加 認定交付	②	右下肢機能障害 6 級 左下肢機能障害 6 級	両下肢機能障害 4 級
総合等級	① ②	4 級	3 級

2 損害賠償金の算定

総合 3 級と正しく認定していれば、平成 25 年 3 月から後期高齢者医療制度に加入でき、国民健康保険と比べ保険料が低額であったこと（下図①）、また、米子市特別医療費助成制度及び高額療養費制度の対象となったこと（下図②）から、それぞれの差額（助成）分として、262,355 円（①52,200 円+②210,155 円）を賠償する。



<p>条例名等</p>	<p>損害賠償請求事件に係る和解について</p>
<p>提出理由及び概要</p>	<p>1 提出理由 損害賠償請求事件に係る和解をすることについて、地方自治法（昭和22年法律第67号）第96条第1項の規定により、本議会の議決を求める。</p> <p>2 概要 (1) 和解の相手方 甲 山口県岩国市 個人 乙 山口県岩国市 個人</p> <p>(2) 和解の要旨 ア 県は、解決金を和解の相手方に支払わないものとする。こと。 イ 県は、和解の相手方に対し、和解の相手方の子が、認可外保育施設において心肺停止状態となり、翌日、搬送先の病院において死亡したことに対し、哀悼の意を表すものとする。こと。 ウ 県は、和解の相手方に対し、今後も、厚生労働省が定める認可外保育施設指導監督基準及び認可外保育施設指導監督の指針等に照らし、法令に基づく指導監督を適正に行い、認可外保育施設内における死亡事故の防止に取り組むことを約束するものとする。こと。 エ 和解の相手方は、その余の請求をいずれも放棄するものとする。こと。 オ 県と和解の相手方は、県と和解の相手方との間には、本件に関し、本和解条項に定めるもののほか何らの債権債務がないことを相互に確認するものとする。こと。 カ 訴訟費用は各自の負担とするものとする。こと。</p> <p>(3) 和解の理由 鳥取地方裁判所から和解勧告があり、県の主張について一定程度理解を示された内容であることから、これに応じようとするものである。</p> <p>(4) 事件の概要 平成23年2月9日、認可外保育施設で発生した事故により同月10日、和解の相手方の子が死亡したことは当該施設に対する県の指導監督権限不行使によるものであるとして、和解の相手方が慰謝料等として61,012,960円の支払いを求める訴えを提起したものである。</p> <p>(5) 争点 <県の指導監督権限不行使と乳児の死との相当因果関係> 児童福祉法第59条において、知事は届出保育施設を含む認可外保育施設に対する調査、改善勧告や事業停止など規制ができるとされているところ、本件において規制権限の不行使と乳児との死に相当の因果関係があると言えるのか。</p> <p>(県の指導監督権限) 児童福祉法第59条 都道府県知事は、児童の福祉のため必要があると認めるときは、第36条から第44条までの各条に規定する業務を目的とする施設であつて第35条第3項の届出をしていないもの又は同条第4項の認可を受けていないもの（前条の規定により児童福祉施設の認可を取り消されたものを含む。）については、その施設の設置者若しくは管理者に対し、必要と認める事項の報告を求め、又は当該職員をして、その事務所若しくは施設に立ち入り、その施設の設備若しくは運営について必要な調査若しくは質問をさせることができる。この場合においては、その身分を証明する証票を携帯させなければならない。</p> <p>2 略</p> <p>3 都道府県知事は、児童の福祉のため必要があると認めるときは、第1項に規定する施設の設置者に対し、その施設の設備又は運営の改善その他の勧告をすることができる。</p> <p>4 都道府県知事は、前項の勧告を受けた施設の設置者がその勧告に従わなかったときは、その旨を公表することができる。</p> <p>5 都道府県知事は、第1項に規定する施設について、児童の福祉のため必要があると認めるときは、都道府県児童福祉審議会の意見を聴き、その事業の停止又は施設の閉鎖を命ずることができる。</p> <p>6 都道府県知事は、児童の生命又は身体の安全を確保するため緊急を要する場合で、あらかじめ都道府県児童福祉審議会の意見を聴くいとまがないときは、当該手続を経ないで前項の命令をすることができる。</p> <p>7 略</p>

平成28年度鳥取県一般会計継続費繰越計算書

款	項	目	事業名	継続費の総額 円	平成28年度継続費予算現額		支出済額及び 支出見込額 円	残額 円	翌年度 繰越額 円	左の財源内訳				
					予算上額 円	前年度 繰越額 円				計 円	繰越金 円	特定財源		その他 円
												国庫支出金 円	地方債 円	
3	民生費	1	社会福祉費	21,780,000	8,712,000	8,712,000		8,712,000	8,712,000	712,000		8,000,000		
			福祉相談センター空調設備更新事業											
4	衛生費	1	公衆衛生費	21,213,000	8,485,000	8,485,000		8,485,000	8,485,000	1,485,000		7,000,000		
			精神保健福祉センター空調設備更新事業											
			福祉保健部計	42,993,000	17,197,000	17,197,000		17,197,000	17,197,000	2,197,000		15,000,000		

福祉保健部(単位:円)

平成28年度鳥取県一般会計繰越明許費繰越計算書

福祉保健部(単位:円)

款	項	事業名	金額	翌年度繰越額	既収入 特定財源	左の財源内訳				一般財源	
						未収入 分担金及び負担金	特定財源		地方債		
							国庫支出金	その他			
3 民生費	1 社会福祉費	鳥取県地域医療介護総合確保基金(施設整備)事業費	611,750,000	307,099,000			307,099,000				
		鳥取県社会福祉施設整備費	417,800,000	283,121,000						92,716,667	
		指定管理施設利用業者費	133,123,000	45,721,000						45,721,000	
		放課後児童クラブ費	34,180,000	5,434,000						5,434,000	
3 民生費	2 児童福祉費	低所得者向けに結婚に伴う新生活の支援を行う市町村支援事業費	900,000	900,000			900,000				
		小規模保育整備事業費	14,000,000	14,000,000			14,000,000				
		子育て拠点施設整備費	197,467,000	195,251,000				195,251,000			
		小規模保育設置促進事業費	86,369,000	26,186,000				26,186,000			
4 衛生費	4 災害救助費	被災者生活応急応援事業費(救助費)	411,120,000	179,714,000			128,107,000			51,607,000	
		1 公衆衛生費	39,255,000	1,397,000			699,000			698,000	
4 衛生費	4 医薬費	鳥取県地域医療介護総合確保基金事業費	1,442,481,000	283,039,000				283,039,000			
		有床診療所等スプリングラ--等施設整備事業費	80,422,000	60,000,000			60,000,000				
		鳥取県ドクターヘリ導入事業費(格納庫等設計費)	25,090,000	17,044,000						12,000,000	5,044,000
		第8次看護職員需給見通し作成事業	1,122,000	1,122,000				1,122,000			

款	項	事業名	金額	翌年度繰越額	左の財源内訳					
					既収入 特定財源	未収入		特定財源		一般財源
						国庫支出金	分担金及び負担金	その他	地方債	
		福祉保健部合計	3,495,079,000	1,420,028,000	381,232,333		825,575,000	12,000,000	201,220,667	

長期継続契約の締結状況について

[新規契約]

番号	契約所属名	種類	契約対象物品	数量	契約の相手方	契約金額 円	契約期間	設置場所等
1	皆成学園	物品 保守	ノートパソコン	8台	米子市阿三柳328番地 株式会社ケー・オウ・エイ	1,073,088	平成29年4月1日 ～平成33年3月31日	鳥取県立皆成学園
2	中部療育園	物品 保守	ノートパソコン	1台	米子市阿三柳328番地 株式会社ケー・オウ・エイ	254,016	平成29年4月1日 ～平成33年3月31日	鳥取県立中部療育園